



子どもの性被害への対応に関する
実態調査報告書

2024年3月
特例認定 NPO 法人 子ども支援センターつなぐ



赤い羽根
福祉基金

当報告書は社会福祉法人中央
共同募金会の助成を受けて作
成しています



目次

はじめに	2
第1章 本調査の概要	3
1 はじめに.....	3
2 アンケート調査	3
3 ヒアリング調査.....	4
第2章 アンケート調査回答の分析.....	6
1 アンケート調査回答の分析—前回調査との比較を中心に—.....	6
2 考察.....	19
第3章 子どもの性被害事案と心理支援.....	24
1 3段階のトラウマケア	24
2 アンケート調査からみられる児童相談所での性虐待に対する心理支援実施状況.....	26
3 ヒアリング調査等からみられる子どもへの性犯罪被害への心理支援実施状況.....	27
4 アンケート調査及びヒアリング調査、調査チーム内の意見交換から検討される現状と課題	28
5 まとめ.....	32
第4章 子どもの性被害事案と刑事手続.....	33
1 刑事手続の特徴.....	33
2 刑事手続の実際.....	34
3 問題になり得る犯罪	35
4 調査結果の分析と考察	36
5 今後の課題.....	39
第5章 調査結果の総括と提言	43
1 はじめに.....	43
2 現状で改善を要すると考えられる点.....	43
3 横断的なシステム構築の提言.....	47
4 総括.....	50
附録・参考資料.....	51

はじめに

特例認定 NPO 法人子ども支援センターつなぐ（以下、「当法人」という。）は、性被害や性虐待を受けた子どもたちが、どこにいても、どんな場面でも（司法手続、医療、学校、生活など）、一緒に乗り越えることを目標にして、活動している。しかし、被害そのものだけではない、子どもたちの傷つきの大きさを目の前に、自分たちの無力さを思い知ることも少なくない。

先行実態調査では、子どもたちが被害を開示し、児童相談所等が関与した後に子どもたちの伴走をしている、被害者代理人弁護士にご協力いただいた。

本調査では、さらに被害開示に近い時期に対応をしている支援者である、児童相談所等からも、多くのご協力をいただいた。多忙を極める業務の中、作成してくださった回答からは、「子どもたちのために、少しでも何かをしたい」、「なんとか、社会が変わってほしい」という想いが伝わってきた。本調査は、報告自体を終着点とは考えておらず、子どもたちの傷つきや試練を少しでも減らせるよう、よりよい社会システム構築がされることを目標としている。被害を開示してくれた子どもたちや、伴走した支援者たちの切実な声に対して、社会が変わるきっかけになる一助となることを祈っている。

前回及び今回の調査にご協力いただいた皆様には、この場を借りて深甚の感謝を申し上げますとともに、平素のご活動に敬服の意を表させていただきます。

本調査は、「中央共同募金会 赤い羽根福祉基金」の助成を受けて実施している。中央共同募金会や、赤い羽根福祉基金への寄付者の皆様に対しても、調査の機会をくださったことについて、深く感謝申し上げます。

第1章 本調査の概要

1 はじめに

当法人では、性的虐待、性的被害を受けたとされる子どもが、どのような被害をどのように報告し、どのような対応を受けるのかについての実態を解明する必要性から、2021（令和3）年3月に、性的虐待、性的被害の被害者代理人弁護士など、子どもの性被害に特化した実務者を対象とした実態調査（以下、「前回調査」と呼ぶ。）を行った¹。本調査はこの前回調査に続くものであり、実態を広範かつ客観的に把握するために、調査対象や調査項目をより拡大して実施したものである。

本調査では、以下のとおりアンケート調査を実施して、量的分析を実施した上、性被害に遭った子どもたちの被害内容や被害報告の特徴、その後の対応や報告が、その後の司法手続においてどのように用いられたかなどを明らかにするため、実際に被害事実確認面接に関わっている実務者からのヒアリングを行い、コメントをいただくことで、質的分析も実施できるように努めた。

本務にご多忙の中、以下にお名前を挙げることをお許しくださった方々を含め、ヒアリング調査にご協力いただいたすべての皆様に心より感謝申し上げます。

もとより、本資料の記述に関する全責任は執筆者である調査チームメンバーにある。

2 アンケート調査

(1) アンケート調査の概要

- ・ 調査名：子どもの性被害への対応に関する実態調査
- ・ 実施期間：2022（令和4）年10月～12月。
- ・ 調査対象：全国（都道府県・政令市）の児童相談所、弁護士会。
- ・ 調査方法：調査票を児童相談所および弁護士会に送付し、文書またはウェブで回答してもらう形で実施した。
- ・ 準拠した倫理規定：国士舘大学倫理委員会専門部会に依頼し、2022年9月10日に承認を得た。

(2) アンケート調査票の内容

調査票については、実務家、研究者が質問項目を策定し、以下の項目について調査を行うこととした。このうち下線部が今回紹介する内容である。なお、調査票については巻末に附録として掲載する。

¹ 前回調査結果の報告書について、飛田桂「子どもの性被害への対応に関する実態調査」
<https://www.moj.go.jp/content/001345135.pdf> 参照。

- ・ 被害の実情
被害の内容（自由記載）、性別、年齢（複数回被害、単発被害別）、被害発覚時の年齢、加害者の属性
- ・ 被害への対応
開示の月日、最初に開示した場所、最初に開示した人、開示内容や開示をした理由（自由記載）、面接の実施の有無と種類、面接の場所、面接者の属性、バックスタッフの有無、バックスタッフの属性、系統的全身診察の有無、面接時の子どもの居場所、面接時の加害者との分離、自由記載（面接について、その他の具体的な状況など）
- ・ 子どもの供述特性
自由報告での日時の特定および理由、日時の特定の程度、日時の特定ができなかった場合の理由
- ・ 証拠との関連性
供述以外の証拠の有無、証拠の内容など、告訴状や被害届の有無、告訴状や被害届の内容
- ・ 法的対応
逮捕の有無、逮捕の月日、起訴等処分の有無、起訴等処分の月日、起訴罪名、公判廷での証言の有無、公判で子どもが証言した月日、判決の月日、判決内容、起訴内容のうち判決で否定されたもの、正式起訴で行為態様が落ちたもの、最終処分および状態
- ・ 面接後の子どもの居場所の変化
加害者と分離できていたか、具体的な居場所
- ・ 心理的対応
心理的な支援の有無、心理的な支援の時期、心理的な支援の内容
- ・ 実務家の声（いずれも自由記載）
子どもの安全確保、協同面接・聴取について、起訴について、法的手続きについて、心理的な支援について

3 ヒアリング調査

(1) ヒアリング手法

Zoom を用いたオンライン

(2) 実施時期

2023（令和5）年11月から2024（令和6）年1月までの期間

(3) ヒアリング対象（敬称略）

- ・ 坂田 香織
横浜市こども青少年局西部児童相談所相談調整係長

- ・ 芹澤 杏奈
美雨法律事務所 弁護士
- ・ 浦 尚子
公益社団法人福岡犯罪被害者支援センター 理事長
- ・ 加来 麻子
公益社団法人福岡犯罪被害者支援センター センター長

第2章 アンケート調査回答の分析

1 アンケート調査回答の分析—前回調査との比較を中心に—

(1) はじめに

以下では、アンケート調査について、前回調査との比較を中心に分析を行う。なお、前回調査と今回の調査では調査方法が異なる点もあるが、以下では「前回調査の結果判明した課題」との比較を中心に可能な限り定量的・定性的観点から分析を行いたい。

(2) 回答数

アンケート調査の送付に対し 140 件の回答があり、このうち 2 件は空データであったことから実質 138 件が集まった（児童相談所 30 箇所、弁護士会 1 箇所）。前回調査の回答数が 36 件であったことからすると、今回の調査ではかなり多くの回答が集まる結果となった。

他方、これらを地域別に見ると、関東圏からの回答が 140 件中 103 件であるのに対し、他地域は 37 件であった。また、児童相談所ごとにも回答数に偏りがあったほか、個々の調査項目への回答にも若干のばらつきがみられた。この点は、性被害の大小や態様など、児童相談所ごとにその捉え方が様々であることにも起因するものであり、後の考察においても触れることにしたい。

(3) 被害児童の性別

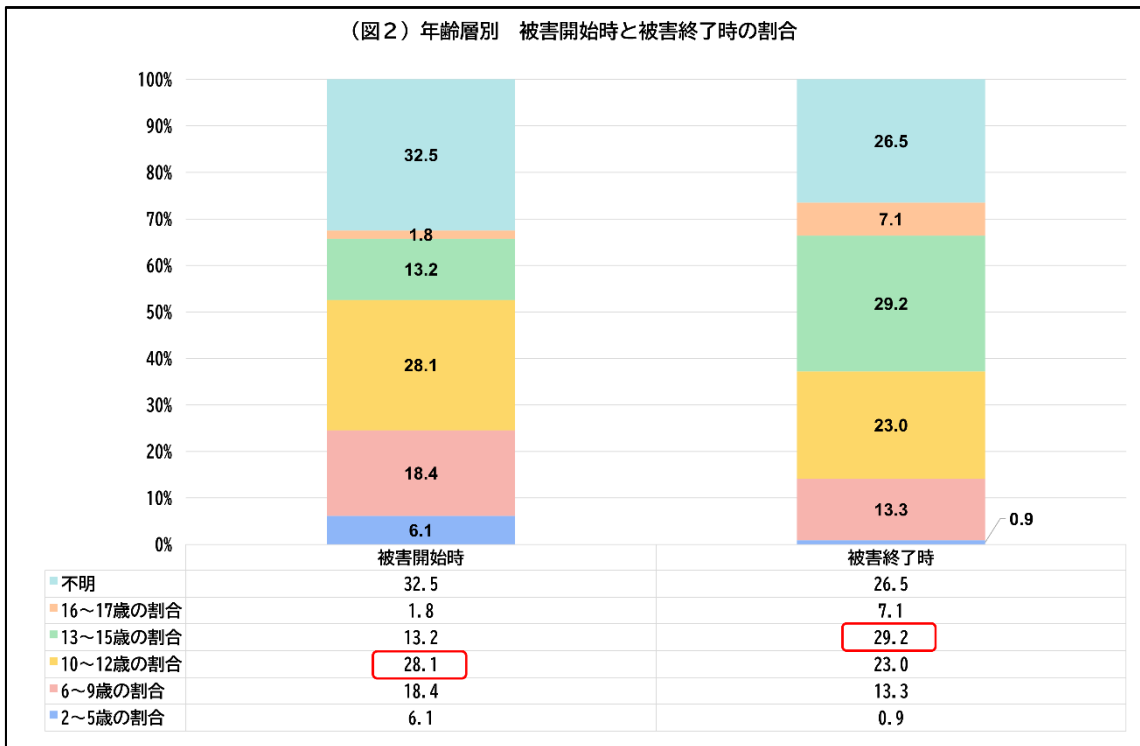
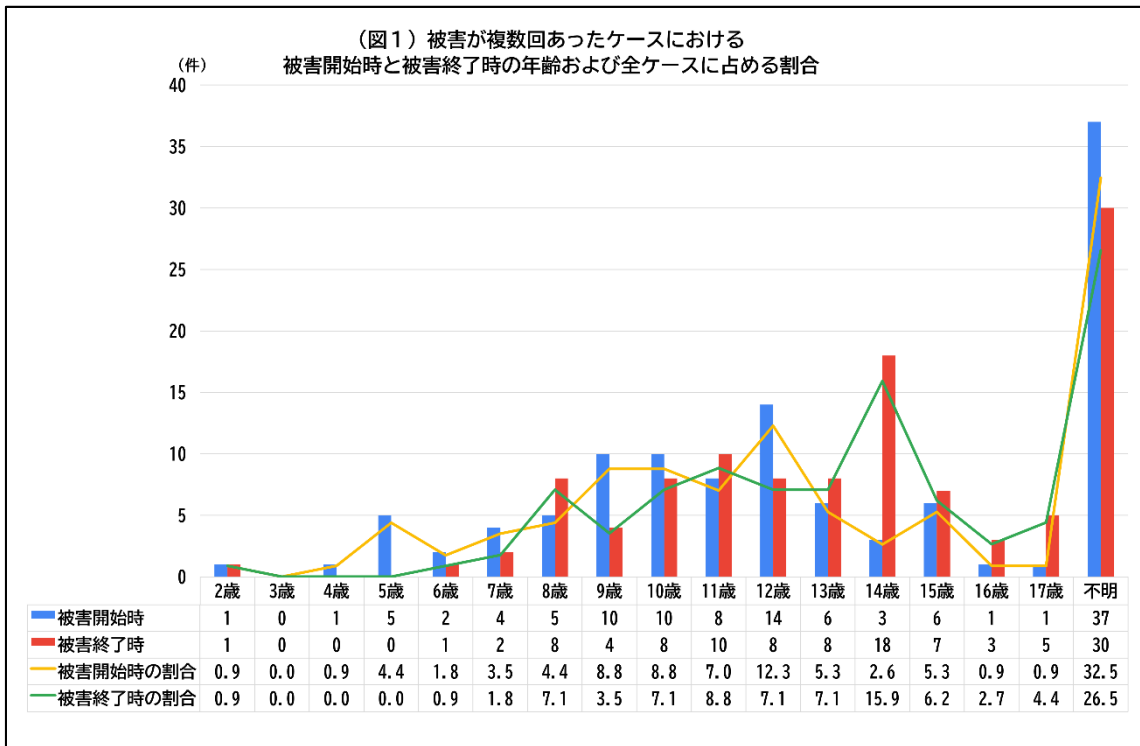
被害児童の性別を見ると、女子 128 名、男子 7 名、不明 4 名であり²、女子の方が圧倒的に多いという結果であった。被害児童の性別については、前回調査でも女子 34 名、男子 1 名という結果が出ており、今回の調査でも大きな違いはなかった。

(4) 被害期間

被害期間について、被害が複数回あったケースにおける被害開始時と被害終了時の年齢および全ケースに占める割合（図 1）をみると、被害開始時年齢では 12 歳（12.3%）、被害終了時年齢では 14 歳（15.9%）が最も高い割合であった。また、被害開始時と被害終了時の年齢層別の割合（図 2）でみると、不明なケースを除き、開始時では 10~12 歳の学童期後半の者が 28.1%、終了時では 13~15 歳の中学生期の者が 29.2%と最も高かった。この点、前回調査でも被害対応時の年齢は 12 歳、14 歳、17 歳が多く、「学童期後半、中学生、高校生の期間が多い」という分析が出ており³、今回もほぼ同様の結果であった。

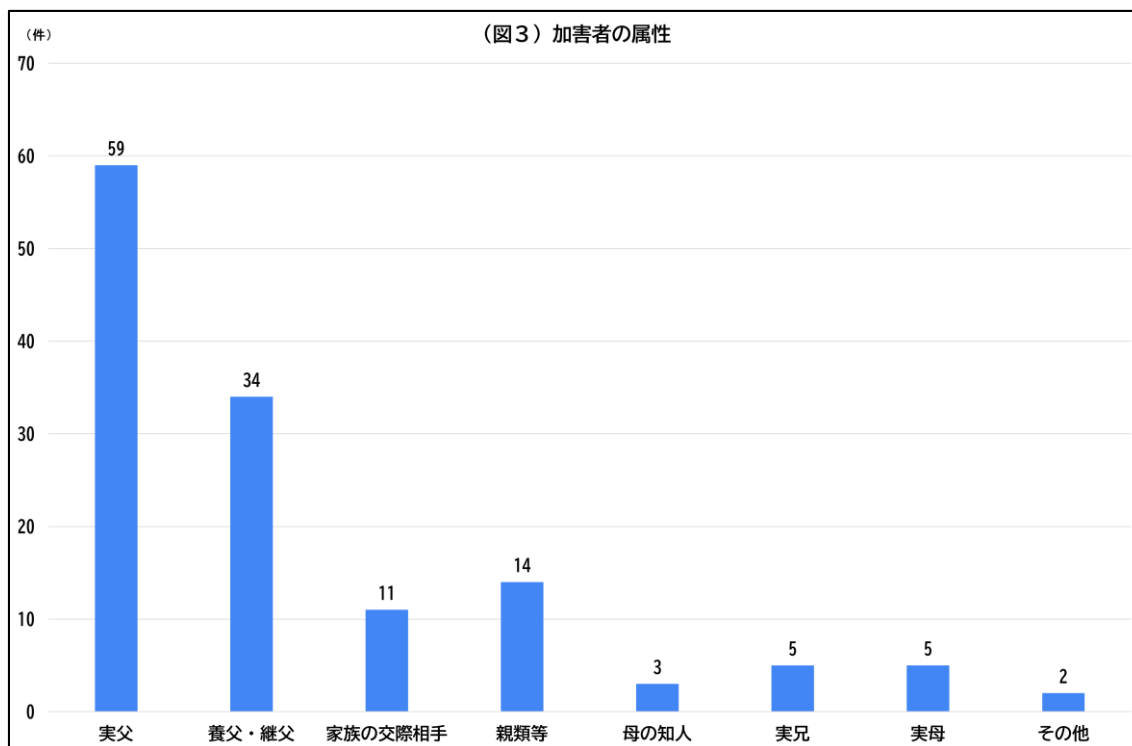
² 実質回答数 138 ケースに対し、被害児童の性別が 139 件であるのは、被害児がきょうだいであったケースが含まれることによる。

³ 飛田、前掲注 1)、6 頁。



(5) 加害者の属性

加害者の属性についての分析（図3）からは、実父が59件、次いで養父・継父が34件であり、これらで全体の約7割を占めていることが判明した。前回調査結果においても、実父に次いで養父・継父が多いという結果が出ており、「家庭での生活を共にする者が大半を占める」という点で⁴、今回もほぼ同様の傾向であった。

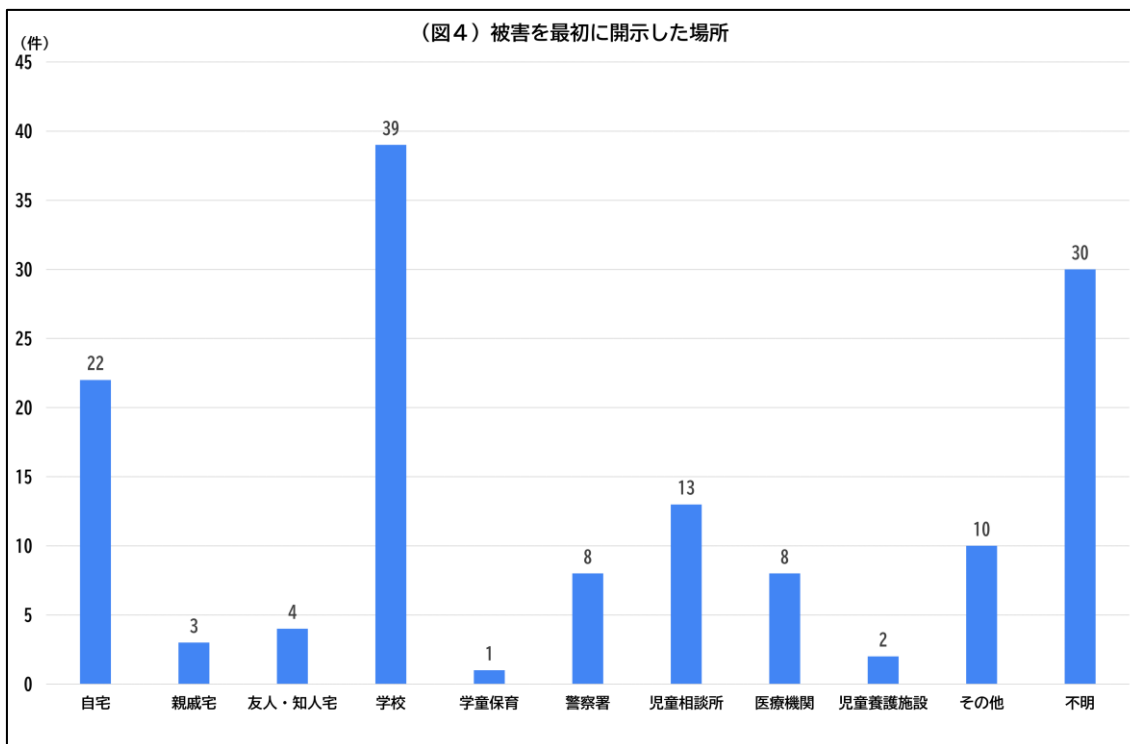


⁴ 飛田、前掲注1)、7頁。

(6) 被害への対応

a 被害を最初に開示した場所

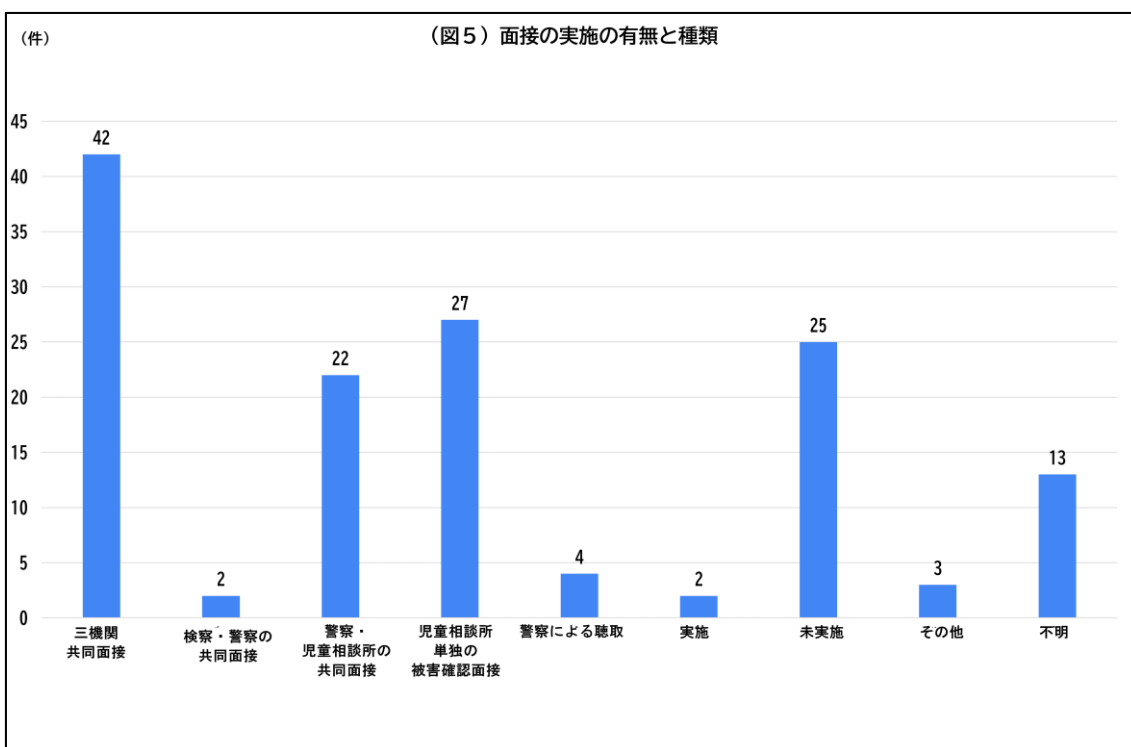
被害への対応について、まず、被害を最初に開示した場所についてみると（図4）、学校（大半は担任）に次いで自宅（非加害親）が多く、次いで児童相談所（職員）という結果だった。前回調査では開示場所に関する調査結果が存在しないため比較はできないが、子どもが一日のうちで多くの時間を過ごす場所において被害を開示するという傾向が見て取れた。



b 面接の実施

面接の実施の有無と種類についての分析（図5）では、全体の約7割を占めるケースについて面接が実施されていた。面接の種類について見ると、三機関協同面接の実施数は42件であり、全体の3割を占めていた。これに加え、警察や検察との協同面接の実施数を合わせると全体の約5割で協同面接を実施したという結果だった。

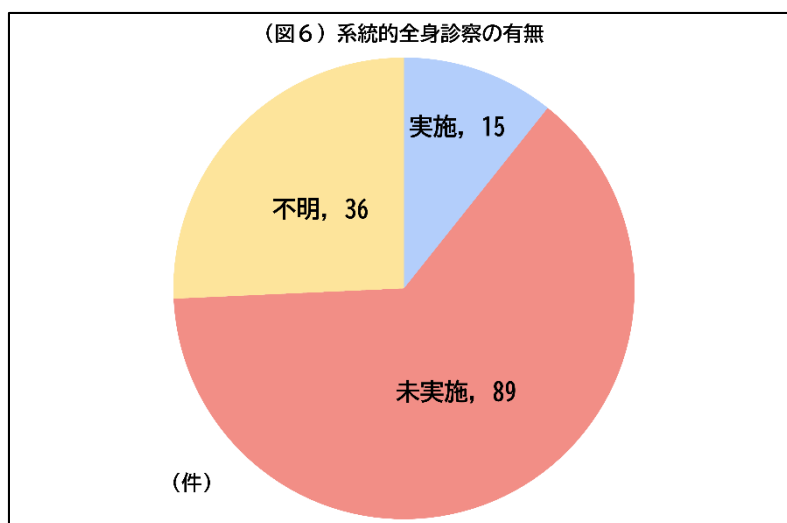
この点、前回調査では全体の約7割である36件中26件で協同面接（捜査機関と児童相談所の連携による代表者聴取）を実施したとの回答だったが、当該調査については「回答者が、重要な事件という観点から、協同面接等を経たものを優先的・選択的に回答した可能性はある」⁵という点を考慮すると、今回の調査結果との大きな差異はないと思われる。



⁵ 飛田、前掲注1)、8頁（注3）。

c 系統的全身診察の有無

系統的全身診察の有無の分析（図 6）からは、実施した件数は全体のわずか 10%程度の 15 件という結果であった。系統的全身診察は協同面接とセットで行われるものであり、子どもの心理状態に十分に配慮した問診と診察により二次被害を防ぐことができるのみならず、全身の丁寧な診察により、これまで語られなかったり、語る機会を与えられなかった被害事実が開示されたり、子どもの不安感を払拭することで心理的ケアにつながったりするとされている⁶。今回の調査結果は、司法面接の実施数に比べこうした系統的全身診察の導入がわが国においてはまだまだ進んでいないことを示すものであるといえよう。

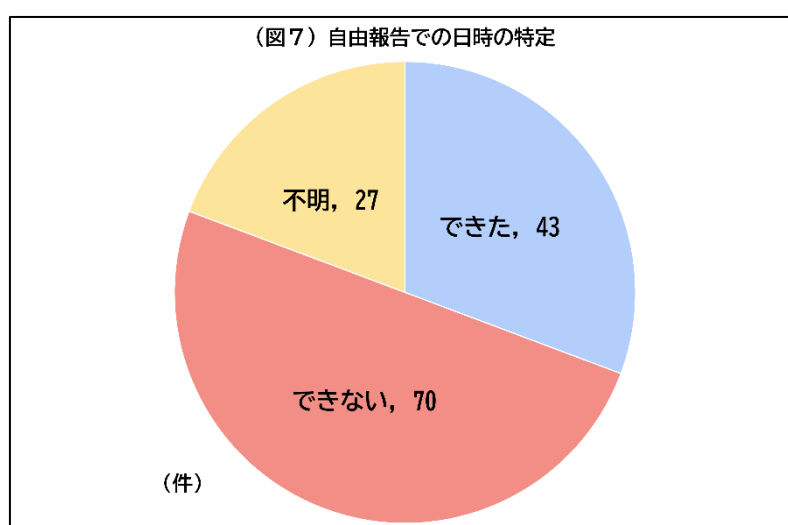


⁶ 日本子ども虐待医学会 公認マニュアル「協同面接と系統的全身診察の手引き」
(file:///C:/Users/yshishi/Downloads/forensicinterview_medicaalexam.pdf)、5-6 頁。

(7) 子どもの供述特性（特に日時の特定について）

子どもの供述特性のうち、自由報告による日時の特定ができたかどうかの分析（図7）をみると、全体の半数にあたる70件が「特定できない」との回答であった。この点について、反対に特定できた事案の理由に関する自由記述の回答を見ると、「本人が覚えていた」「記憶しやすい日であった」「被害から時間が経っていない」といった理由が多かった。また、「生活サイクルの一環での行為」や「客観的な証拠の存在（スマホや防犯カメラ）」といった理由も若干だが存在した。

他方、特定できなかった理由として、「時期のみの回答で特定できなかった」という理由が最も多く、次いで「記憶が曖昧」という理由や「本児の年齢や知的能力による制約」といった回答がみられた。また、「本児が被害内容を語らない」という回答も若干だが存在した。

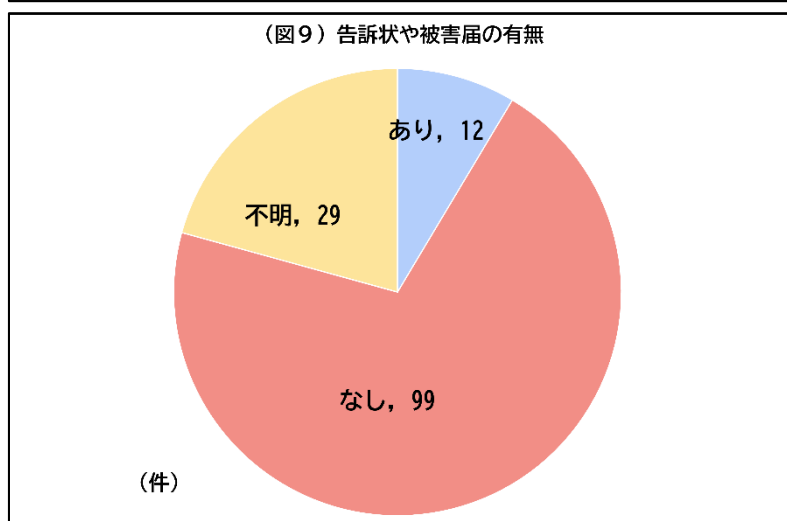
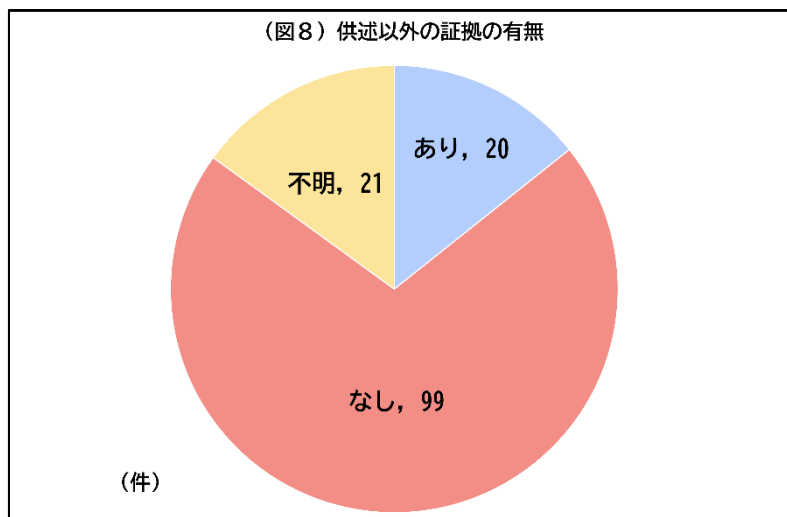


(8) 証拠との関連性

事件の証拠との関連性について、供述以外の証拠の有無についての分析(図8)をみると、証拠があったケースが20件であったのに対し、全体の約7割の99件において供述以外の証拠は存在しないという結果であった。同様に、告訴状や被害届の有無についての分析(図9)からも、提出されたケースが12件であるのに対し、同様に99件は提出が無いという結果であった。

この点、前回調査においても、「通常密室で子どもの供述しか証拠がない。しかし、物証がないと起訴されないことが多い」という実務家からの回答が存在していたが⁷、今回の調査結果はこうした回答を裏付けるものとなったほか、大半のケースではそもそも告訴状や被害届の提出も行われていないということも明らかになった。

なお、供述以外の証拠があったケースでは、証拠として「スマホのメッセージや撮影データの存在」が圧倒的に多く、次いで「被害児童の衣服や下着、加害に使用した道具類の存在」や「病院受診による医師所見、DNA鑑定結果」などが挙げられていた。



⁷ 飛田、前掲注1)、11頁。

(9) 法的対応

法的対応のうち、逮捕の有無について見ると（図10）、全体の2割にあたる28件しか逮捕されておらず、大半のケースでは逮捕に至っていないという結果であった。また、起訴等処分の有無（図11）についても、起訴されたことが判明したのは22件と全体の2割に満たない件数であり、不起訴となったケースの36件よりも少なかった。前回調査では、半数以上が法的対応の対象となったという結果であったが⁸、「アンケートの回答者は、日ごろから、協同面接や三機関連携による代表者聴取、司法面接の対象となる子どもを支援している実務者である。そのため、より多数を占めると思われる、児童相談所や捜査機関等が関与していない被害者のケースに比較して、協同面接等の実施率や起訴率が高い可能性がある」⁹ということからすると、今回の調査の方がより実態に近い状況を示していると考えられる。

さらにこの点について、起訴等に関する実務家からの自由回答の分析を行ったところ¹⁰、起訴できたケースについては、「検察・警察と連携し、スピーディーに起訴してもらうことができた」、「物的証拠がない状況だが、司法面接の内容をもとに起訴に至った」、「最初に開示を受けた児童福祉司と、事後の精神科医による聴取結果を組み合わせ、起訴まで出来たことがよかった」など、関係機関との連携や司法面接などの結果、起訴に至ったという回答がみられた。

これに対し、起訴できなかったケースについては様々な意見がみられた。最も多かったのは、「加害親、非加害親が警察から聴取されたが、証拠もなくこれ以上の捜査は困難であると打ち切りになった」、「本児は処罰感情を有していたが、証拠が得られず、事件化出来なかったことは残念だった」、「警察、検察としては、証拠が乏しく、本児や兄の供述は曖昧で事実の特定が困難であり、事故として親の管理不足を指導し終結」、「加害者が事実を否認し、具体的な日時や状況が特定できないことから、不起訴処分となっている」など、捜査機関が要求するレベルでの証拠が足りず起訴できなかったという回答であった。また、この点については、「性加害は分離が原則だが、加害者が認め本児が被害を訴えても、検察としてはまだ事実認定していないというスタンスに福祉とのギャップを感じた」、「起訴の有無についてはケースワーク上、最重要ではなく、あくまで児童の状況を踏まえた処遇が必要と考える」というように、事件化を基準とする刑事司法機関と、児童の最善の利益を基準とする児童福祉機関との間に若干の目的の齟齬がある趣旨の記述もみられた。

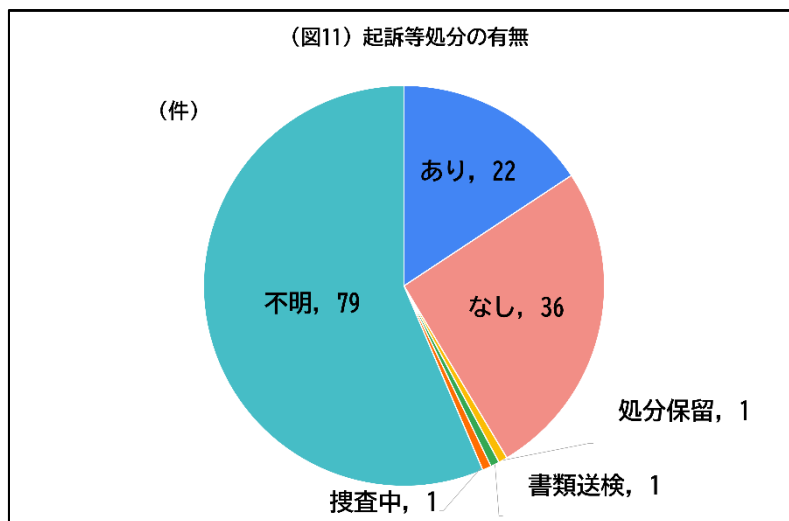
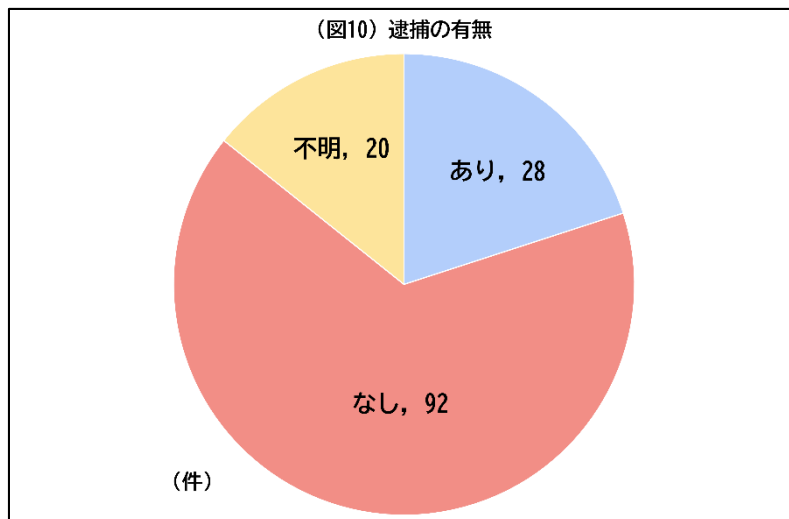
このほかに起訴できなかったケースについては、「捜査の進捗状況が進展せず、保護の長期化により処罰感情がなくなった本児から被害届がでない等の理由で捜査終了となった」、「本児の処罰感情はない」など、本児が処罰を希望しないという理由もみられた。他方で、「起訴されるほどの被害があれば、担当児童福祉司としては加害者への指導も行いやすいが、起訴されない程度の被害では、加害者の性的虐待に対する認識が薄いことがあり、対応

⁸ 飛田、前掲注1)、10頁。

⁹ 飛田、前掲注1)、10頁（注4）。

¹⁰ 以下で紹介している自由回答の記述に関しては、個人情報保護の観点から、回答の趣旨を損ねない範囲で若干の修正を加えているものもあることをお断りしておく。

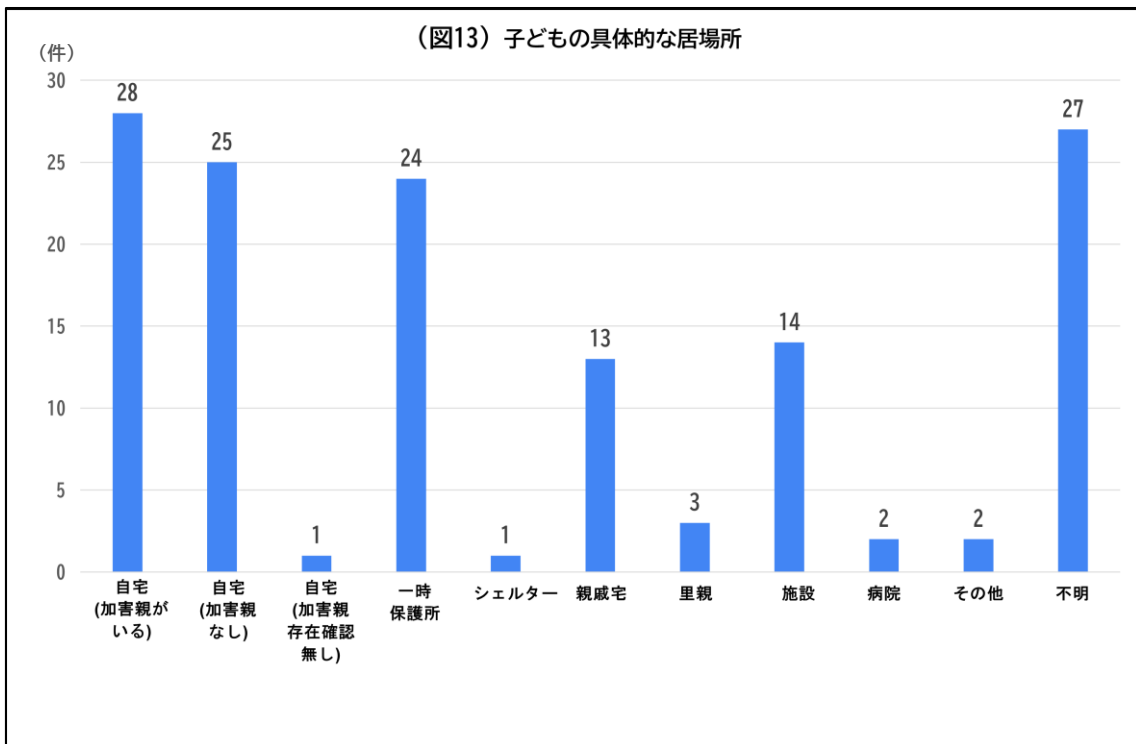
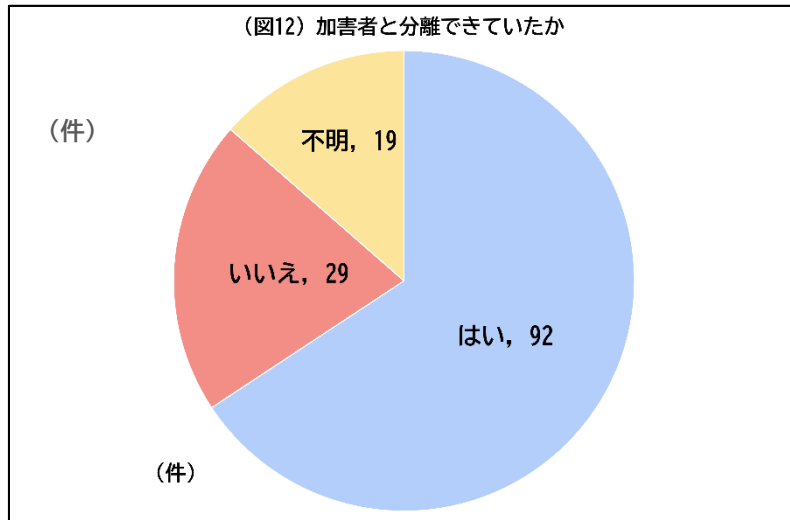
に苦慮することもある」、「厳格な手続きの必要性等難しさがあることは理解するが迅速な対応が望まれる。加害者の処罰が不十分な場合等、結果によっては児童にとって非常に苦しいことになる」など、不起訴となった事案の事後対応において児童の最善の利益に反する結果になることへの懸念の声も挙げられていた。



(10) 面接後の子どもの居場所の変化（子どもの安全確保）

子どもの安全確保に関する面接後の子どもの居場所の変化について、加害者との分離ができていたかという問いに対しては、全体の7割近い92件において「分離ができていた」という回答であった（図12）。また、子どもの具体的な居場所（図13）について、「自宅（加害親がいる）」と答えたケースはほぼ全てが「加害者との分離ができていない」という回答であり、分離ができていないケースで居場所を「加害親がいる自宅」と答えたケースは、「実母が加害者と本児を物理的に接触できないように配慮」、「実母が加害者と接触させないことを約束した」など、非加害親が加害親との接触をさせないようにしたケースであった。一方、「加害者との分離ができていない」と答えたケースにおける子どもの具体的な居場所としては、「自宅（加害親無し）」が25件、「一時保護所」が24件、次いで、施設や親戚宅という結果であった。

なお、子どもの安全確保に関する自由回答では、一時保護や加害者との分離が迅速・的確にできたという意見が非常に多かったが、他方で数は少ないが一時保護を巡る問題を指摘する声もあった。例えば、「6ヶ月以上にわたる一時保護が必要となり子ども本人に負担が大きかった」、「子どもの妊娠が判明した段階で即時身柄を保護し、性的虐待と認定するまでの間、長期の一時保護とはなったが安全確保はできていた」など、一時保護期間が長期化したケースの回答や、「通告後、初回の面接では一時保護に同意が得られず、安全教育。2回目の面接で保護に同意し、一時保護実施。その後、施設入所」、「本児に一時保護の説明をした際に、なかなか同意せず動けない状況で、時間をかけて保護に至った。保護当時は、保護所内でも緊張が強い状況が続いた」、「緊急一時保護できょうだいを同じ場所で保護出来なかった。低学年児や幼児であった子どもを急に家庭から離すことが怖い体験として残ってしまった」など、一時保護までに時間がかかったケースや一時保護場所の確保に苦慮したケースの回答もみられた。またこのほかにも、「一時保護をしたうえで協同面接を実施したが、学校に行きたい、家に帰りたい等の思いが強かった。結果的に、家庭環境の調整が早期につかずに里親委託となり加害者からの分離という意味での安全確保はできたが、心理的な面での安全確保が難しかった」、「児童から被害状況を聞き取り、一時保護を提案したところ、あっさり承諾したものの、一時保護後に『やっぱり家に帰りたい』と泣き出すことがあった。十分な保護期間を確保したいところではあったが、児童の状況や保護者の主張などから十分に確保できなかった」など、児童の心情面の安定確保が困難であったケースや、「学校等関係機関は慣れていないため事案発覚後も対応が遅れることがあるため教員等への知識の周知が必要」、「性被害の開示を受けた学校が、児相への通告をしなかったため、事実の把握に時間がかかり、結果的に一時保護も困難な状況となった」など、児童の安全確保に際しての学校との連携の意義に関する回答もあった。また、「刑期を終えた後の分離が困難」、「最初の被害後、加害者からは分離されていたが、再犯性の高さをアセスメントしきれず再被害を受けてしまった。加害者には本児の居場所（親戚宅）を知らせず本児の安全が確保できる場所に措置するべきだったか」など、再被害のリスクに関する回答もみられた。

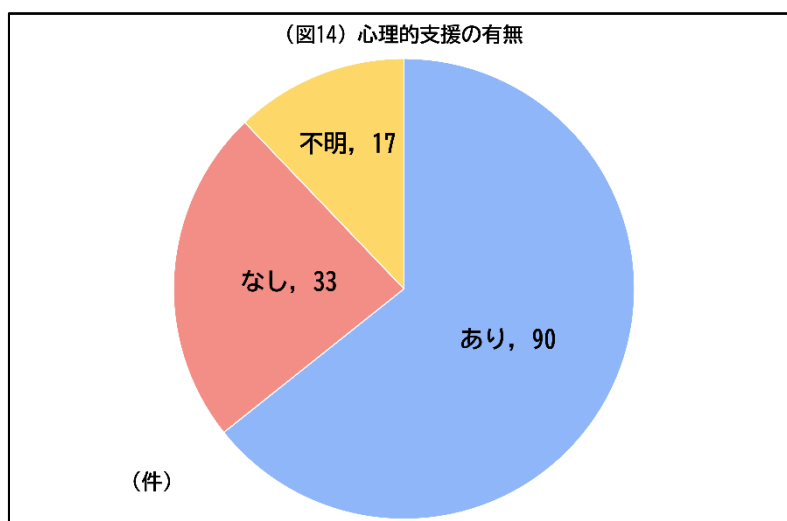


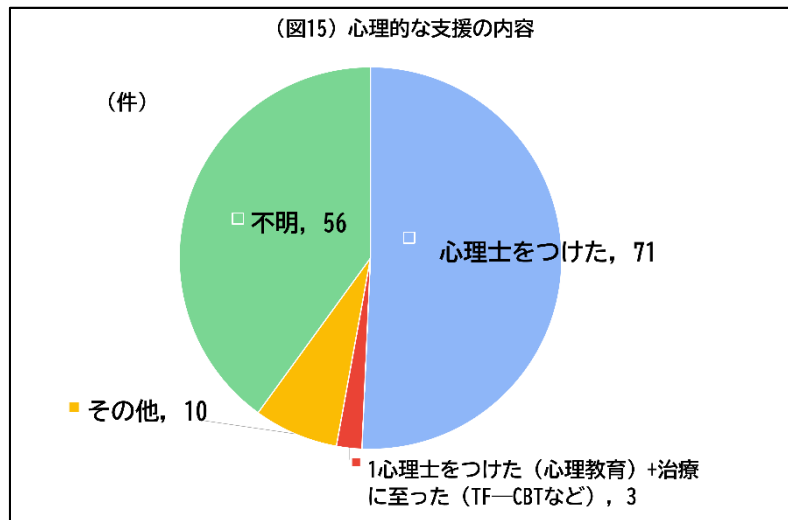
(11) 心理的な支援の有無

最後に、心理的な支援（心理支援）の有無については、全体の 3 分の 2 程度のケースで「支援あり」との回答であった（図 14）。また、心理的な支援の内容を見ると（図 15）、約半数が「心理士を付けた」、「心理士を付けて治療に至った」という回答であった。

この点、心理的な支援に関する自由回答からは、非常に多くのケースで「施設あるいは通所での心理面接を継続している」旨の回答があった。しかし他方で、「トラウマ症状がすぐに見れなくとも、後に出てくることも多くある。児相心理だけでなく、施設心理やその後措置先でのケアの拡充が求められる。また在宅の支援においては、非加害親支援のノウハウの蓄積が必要だと感じている」、「追加の被害が語られることもあり、心理司の面接は重篤であった。処罰感情の揺れや、中学 3 年であったため進路、修学旅行等、大事な事柄も多くそのことに向き合う心理状況を見立ててもらうことは必須であった」、「施設入所後も本児の性化行動やトラウマを疑わせる状況があり、医療の関わり、心理士のフォローが引き続き必要である」、「施設入所後、本児の性化行動があり、児相嘱託医師からは、定期的な医学的診断の実施や、トラウマという目で本児の行動を見ること等の提案あり」、「被害児は PTSD の診断を受け、加害者の影を感じるだけでトラウマ症状を惹起させるとの医学所見」など、加害から一定の期間が経過した後にトラウマ症状が出てきた際の対応の拡充が必要とする声が散見された。

これ以外にも、「心理的な支援は児童相談所だけでは難しいため、児童精神科のある医療機関や地域の保健師等の育児等に関する支援が必要と思っているが、児童精神科が不足していること、地域の保健師のスキルの問題もあり、地域では見守り程度でしかない。今度、地域の支援力を上げるための児童相談所のスキルアップが必須と思っている」といった地域の社会資源の不足に関する指摘や、「保護者の理解が得られないため実施できず、もどかしい」、「18 歳間近ということもあり、十分な心理教育やトラウマケアもできず終結となってしまった」などの課題も挙げられていた。





2 考察

(1) 調査結果から

今回の調査では、子どもの性被害に関する加害者対応において、事件化が非常に困難である状況が多数見受けられた。その背景には、捜査機関のニーズを満たせるような供述以外の証拠がほぼ存在していないことや、被害児童の年齢や知的能力による制約が理由で被害日時が特定不能であるという事情が存在していた。

他方、被害児童への対応を行う児童相談所の立場からは、ケースワークの立場から児童の最善の利益に基づき対応をするというスタンスも見て取れた。その結果、捜査機関の対応とのギャップを埋めきれないケースや、親権者と児童の意向が対立したり、当該児童が加害者の処罰を望まないケースへの対応に苦慮している実態が垣間見えた。さらに、子どもの安全確保においても、一時保護による物理的な安全確保のみならず、その迅速な実施の必要性や心理的な安全確保の必要性なども課題となっていた。

また、各ケースへの対応を時系列的に見た場合には、加害者が不起訴になった際の対応手段が存在しないことから、その後の被害児童の物理的・心理的ケアに対し重大な懸念が惹起されることも見て取れた。その結果、加害者からの再被害のリスクが存在することや、処罰を希望する児童にとっての最善の利益を確保できない可能性などが存在していた。さらに、被害児童においては、被害に伴うトラウマ症状が一定時間経過後に生じる場合もあり、それが事後の被害児童自身の性的問題行動につながるようなケースに至ることも懸念されていた。

これらの調査結果をもとに、子どもの性被害事案に対応する関係機関が抱え得る問題点をいま一度整理したうえで、子どものためのワンストップセンター（CAC（Children's Advocacy Center））の意義を確認し、その展開に向けて今後解決すべき課題を提示することとしたい。

(2) 子どもの性被害事案に対応する関係機関による対応上の限界

子どもの性被害の事案に関しては、関係機関単独での対応では限界が生じることがままある。例えば学校は、仮に児童生徒の性被害を発見しても、加害親との関係を気にすることから児童相談所への通告を迷ったり、どう対応すべきか分からないことで初動が遅れたりする可能性もある¹¹。一方で、担任や養護教諭からの不用意な聴取や対応は、子どもに二次被害を及ぼす可能性があるほか¹²、被害記憶が汚染されたとして後々の事件処理の際の証拠能力にも大きな影響を与えることになる¹³。

他方、性被害が親や現に監護する保護者からの虐待ではない場合や、例えばきょうだい間での性的問題行動など、明確に非行と判断できないようなケースの場合、通告を受けた児童相談所もそもそも判断に迷ったり、事案によっては加害者ではなく被害者を家庭から引き離して一時保護せざるを得なかったりなど、対応に苦慮することが予想されよう¹⁴。

また、臨床の観点からは、被害児童自身が性被害の開示を行わない場合や開示が遅れる場合、開示をしてもそれを撤回することもあることが指摘されている¹⁵。この点、中学生期以降の子どもがその所属する集団の構成員や集団と関係する第三者からの加害行為にあった場合、集団における社会的役割や将来の目標との関係で被害の申告を躊躇するようなことも考えられよう。他に客観的な証拠もない中、性被害の唯一の証拠である被害児からの供述も得られなければ、捜査機関としても事件として捜査し起訴することが非常に困難になる。

総じて、子どもの性被害への対応においては、そこから生じた加害者・被害者・周囲を取り巻く関係者の間に生じた葛藤を解決するために、その事案の初期対応から事後対応に至る各段階において、刑事司法等をはじめとする規範的な対応と、医学・心理学等の臨床的な対応の双方がバランスよく求められることになる。しかし、上記のような問題から、対応する各機関が踏み込んだ介入をすることができず、仮に介入をしたとしても不十分であったり、不適切な介入によってその後の問題解決に失敗することもあり、単一の機関での対応には限界がある。

¹¹ 土岐祥子「第10章 性暴力被害に学校やスクールカウンセラーがどう関わられるか」藤森和美＝野坂裕子編『子どもへの性暴力：その理解と支援（第2版）』（誠信書房・2023年）、177頁。

¹² 藤森和美「第6章 学校における介入支援の実際」藤森＝野坂、前掲『子どもへの性暴力』、101-103頁。

¹³ 土岐、前掲注11)、176頁。斎藤梓＝岡本かおり編著『性暴力被害の心理支援』（金剛出版・2022年）、67頁。

¹⁴ こうしたケースの場合、児童福祉法25条の要保護児童としての対応が想定されるほか、「保護者以外の者による虐待を保護者が放置すれば、それがネグレクトとなることもある」というように、ネグレクトでの対応などが想定される。磯谷文明＝町野朔＝水野紀子編集代表『実務コンメンタル 児童福祉法・児童虐待防止法』（有斐閣・2020年）、637頁。

¹⁵ 斎藤＝岡本、前掲注13)、28頁。

(3) 子どものためのワンストップセンター（CAC）の意義とその展開に向けた課題

a CAC の意義

上記のような問題を解決するために、子どもの性被害への対応においては、各機関において生じる軋轢を可能な限り最小限にとどめ、法的対応と臨床的対応の双方を迅速・的確に実現するための体制作りが求められる。その際特に、被害児童の利益が可能な限り優先されることが望ましいことは言うまでもない。そして、こうした仕組みを実現するために目指される取り組みが「子どものためのワンストップセンター（CAC）」である。

CAC は、中立的な医療機関において、負担の少ない司法面接や系統的全身診察により、信頼性が高い証拠や証言の収集が行われ、権利擁護のための手続きやサポート、身体的、精神的なケアもワンストップで対応できる取組みである。この点、初期対応を行う捜査機関や児童福祉機関の側から見ると、速やかに被害の疑いのある児童を連れていくことで、まさに多機関連携によるその後の迅速・的確な問題解決につなげることができる仕組みともいえる。

例えば米国における CAC モデルの場合¹⁶、性被害や不適切養育が疑われるときには、警察は速やかに、児童保護サービスは優先順位をもって（24 時間～72 時間以内に）、CAC に子どもを連れていく。CAC では、司法面接や系統的全身診察などの調査を実施する。また、CAC には様々な職種のスタッフが配置されており、彼らの連携体制の下でケースレビューが調整される。そして、加害者に対しては刑事事件としての処理をする手続きが、被害児に関しては CAC において、心のケアや司法手続きの支援が行われ、児童保護サービスも CAC の支援を受けながら、子どもの保護や支援を継続し、ケースを終結に導く。

こうした海外の状況に目を向けると、現在米国では CAC モデル、欧州では Barnahus モデルによって虐待被害や性被害に遭った子どもをワンストップサポートするシステムが構築されているが¹⁷、それぞれの国や法制度、社会文化的背景に基づき、様々なモデルが存在しているのが現状である。今後は日本においても、こうした制度や社会文化的背景の違いに基づき、CAC のスタンダードモデルを構築する必要があるが、そのためには、現在の司法面接的手法による聴取を中心とする対応の実践を積み重ねながら、ベストプラクティスを集積していくことは必須であろう。そして最終的には、現状の法整備の狭間を明らかにし、加害者対応と被害児童へのケアのためのスクリーニングと情報収集を実現するための多機関連携システムをソフト・ハードの両面において拡充させていく、「日本版 CAC」を早期に整備していくための法整備が行われることが望ましい。

b 被害児童の支援のための対応の拡充

臨床的観点からは、性的虐待を受けた子どもは将来的に複雑性 PTSD や解離症の診断が

¹⁶ 米国における CAC モデルについては、National Children's Alliance(NCA)ウェブサイト ([https://www.nationalchildrensalliance.org/cac model/](https://www.nationalchildrensalliance.org/cac%20model/)) 参照。

¹⁷ ヨーロッパにおける Barnahus モデルについては、Barnahus ウェブサイト (<https://www.barnahus.eu/en/about-barnahus/>) 参照。

ついたり、自らが性的な問題行動を起こすようになるなど、その後の健全な発達に大きな影響を受けるとされる¹⁸。したがって、被害児童の支援の場面においては、被害への対応直後のみならず事後対応の場面においても、家族を含めた被害者アドボケイトや児童のトラウマ対応のための継続した支援・サポート体制を構築する必要がある。児童相談所における心理的ケアの充実化や、各都道府県における被害者支援センター等による子どもへの心理的ケアを拡充させることが求められよう。被害児童の支援に関する現状と課題については、第3章においてより詳しく述べられているので、そちらをご参照いただきたい。

c 加害者の不起訴事案等への対策としてのダイバージョン・プログラムの必要性

加害者が不起訴等になる事案が多数見受けられる点、その際被害児童がさらなる被害のリスクを背負うという観点からは、加害者に対する「刑罰によらない対応」の拡充も検討される余地がある。現在、性的虐待も含めた児童虐待の加害者に対する「刑罰によらない対応」としては、児童福祉法 11 条 1 項 2 号二の規定による措置とならない指導のほか¹⁹、児童虐待防止法により、①児童福祉法 27 条 1 項 2 号および 26 条 1 項 2 号に規定された指導の実施（11 条 1 項）、②面会・通信の制限（12 条第 1 項）、③接近禁止命令（12 条の 4 第 1 項）が存在する。しかし、①については、保護者が従わない場合でも何ら罰則が定められているわけではなく²⁰、また②③についても、実施件数が少なく、制度的にも問題が指摘され、十分な運用がなされているとはいえない²¹。さらに、②③は裁判所が関与するものではないものの、特別予防目的の観点から見れば、威嚇力によりさらなる虐待行為の防止を図る特別威嚇的性格を有するものであり、加害親に対する治療等を通じた改善更生を行うものでもない。今後は海外の実施例等も参考に、こうした制度の見直しも含めたダイバージョン・プログラムのさらなる拡充が求められよう。なお、刑事手続に関する課題については、第 4 章において詳細が述べられているので、そちらをご参照いただきたい。

d 被害の迅速・的確な発見と対応のための「子どもの性被害」に関する定義の検討と関係機関への周知の必要性

最後に、「子どもの性被害」の定義についても付言しておきたい。

今回のアンケート調査においては、「子どもの性被害」の定義を調査票において特段詳細に定めることなく調査を実施したが、その結果、1の(2)で挙げたように、児童相談所ご

¹⁸ 日本弁護士連合会子どもの権利委員会編『子どもの虐待防止・法的実務マニュアル【第7版】』（明石書店・2021年）、256頁。斎藤＝岡本編、前掲注13）、39-47頁。

¹⁹ 磯谷＝町野＝水野編、前掲注14）、686頁。

²⁰ 根ヶ山裕子編著『子ども虐待対応法的実務ガイドブック』（日本加除出版株式会社・2020年）、243頁。

²¹ 児童相談所における一時保護の手続き等の在り方に関する検討会（第1回）資料3「実態把握調査の結果（速報値）について」<https://www.mhlw.go.jp/content/11907000/000678339.pdf>、39-42頁。

参考資料2「一時保護の手続き等に関する基礎資料集」
<https://www.mhlw.go.jp/content/11907000/000678342.pdf>、12頁。

との回答数や、個々の調査項目への回答にも若干のばらつき、偏りがみられる結果となった。これは性被害の大小や態様などの捉え方が児童相談所ごとに多様であることを受けての結果と推測される。

この点、性被害の発見者が、その重大性等を適切に判断できなければ、その後の迅速・的確な対応につながらないことはもちろんである。特に今回の調査でも判明したように、子どもの性被害については学校が最初の被害の開示場所となることが多い。その際、担任や養護教諭などが、性被害の認識を明確にし適切に判断できるようにするためには、適正・有効な介入のメルクマールとなる「子どもの性被害」の定義を検討することも一考の余地があると思われる。そしてさらに、関係機関に対しては、そうした定義も含め、その後の対応に求められる知見も周知徹底していく必要がある。現在でも、要保護児童対策地域協議会などを通じて、そうした周知や啓発は進んでいると思われるが、性被害の第一発見者が事案の問題性や対応を即座に認識できるための説明用のマニュアル作成などをさらに進めていくことが望まれる。この点も今後の検討課題として挙げておきたい。

第3章 子どもの性被害事案と心理支援

性暴力が被害者に与える影響は深刻であり、それは子どもが被害者の場合であっても例外ではない。子どもが性暴力に遭った場合、心理的な影響が続くだけでなく、行動面や認知面、あるいは対人関係、学業、身体的健康など、様々な領域に深刻な影響をもたらすことが分かっている。また、安心・安全と危険との境界が分からなくなることや、自分に対する否定的な考えが生じることなどにより、自傷行為およびリスクの高い性行動の発生の増加、再被害のリスクの増加も指摘されている。

こうした影響から子どもたちを守るためにも、被害に遭った子どもに対する心理支援は重要だと考えられる。従って本章では、性暴力被害に遭った子どもへの心理支援の現状の把握、および今後の課題を検討する。まず、子どもの性暴力被害に対する心理支援について、3段階のトラウマケアの視点から解説を行う。その後、アンケート調査からみられる児童相談所での心理支援実施状況をまとめ、アンケート調査およびヒアリング調査、調査チーム内の意見交換から検討される現状と課題について述べる。

1 3段階のトラウマケア

トラウマとは、外側で起きる出来事により急激に押し寄せる強い不安で、個人の対処や防衛の能力の範囲を凌駕するものと定義されており、心的外傷後ストレス症の診断基準において、性暴力はトラウマ的出来事の一つとして記述されている。また、子どもの頃に逆境的環境に身を置いていたことがその後の人生に大きな影響をもたらすという逆境的小児期体験（Adverse Childhood Experiences: ACE）に関し、一連の研究が行われているが、その中でも、性暴力はACEの一つとして挙げられている²²。

トラウマ体験を経験した後、人には、様々な心身の反応が生じる。そうした心身の反応、いわゆるトラウマ反応に対して行われる心理支援について、近年、3つの段階に分けて語られている。それが、トラウマインフォームドケア、トラウマレスポンスケア、トラウマスペシフィックケアの3つである。

トラウマインフォームドケアは、トラウマを理解した上での対応とも言い換えることができる。誰もがトラウマとその影響について理解し、目の前の人に対応する際に、トラウマに配慮して対応をしていこうというものである。例えば、性暴力の被害を受けた子どもが、被害を思い出してしまうために、一人でトイレに行くことができない状態であったとする。性暴力が深刻なトラウマであり、トラウマが心身に与える影響を教員が知っていたならば、

²² なお、ACEs調査開始時の調査票では、身体的虐待及び心理的虐待は加害者が主に家庭内であり、繰り返し行われている場合に虐待とみなされるが、性虐待については、5歳以上年上の大人から1度でも行われ場合、加害者は家庭内でも見知らぬ人など家庭外でも、性虐待とみなされている。

トイレに行けない子どもを怒ったり、責めたりすることはせず、それはトラウマの影響かもしれないと子どもと話をするだろう。その上で、どうしたらトイレに行くことができるか、子どもと相談することができる。子どもは、コントロールできないトラウマ反応のせいで理不尽に怒られる、ということを経験せず、ケアされた感覚をもって、安心して学校生活を送ることが可能になる。このように、トラウマを理解した対応を行っていくことが、トラウマインフォームドケアといわれる。イギリスの *Achieving Best Evidence in Criminal Proceedings*²³においても、児童虐待や性犯罪など被害者がトラウマを経験する可能性が高い出来事の場合、捜査においてもトラウマインフォームドなアプローチをとるべきだと述べられている。

トラウマレスポンスケアとは、トラウマの影響が出ている子ども／人に対して、適切にその状態をアセスメントした上で、トラウマインフォームドケアよりも専門的な心理教育を提供し、トラウマを負った人が、自傷行為や性問題行動などのリスクの高い行動ではなく、自分を傷つけない方法で自分の状態を理解しコントロールしていくことができるように、感情のコントロールやリラクゼーションを学んでいくような心理支援である。

最後にトラウマスペシフィックケアとは、トラウマに特化した専門的なケアを実施する段階である。例えば、心的外傷後ストレス症を呈している子どもや大人に対し、トラウマ焦点化心理療法を提供するなどが想定される。現在、子どもに対するトラウマ焦点化認知行動療法としては、EMDR（Eye Movement Desensitization and Reprocessing：眼球運動による脱感作と再処理法）とTF-CBT（Trauma-Focused Cognitive behavioral Therapy: 子どもと若者のためのトラウマフォーカスト認知行動療法）が国際的に有効性を認められており、特にTF-CBTは日本の被害事例を対象としたランダム化比較試験により、子どものトラウマ反応を軽減する効果が実証されている。

性暴力の被害に遭った子どもたちのすべてが、TF-CBT などが必要な心的外傷後ストレス症の状態になるわけではない。しかし、性暴力による深刻な心身への影響を緩和するため、子どもに関わる全ての人々がトラウマインフォームドな視点をもつことは必要であり、その上で、専門職がトラウマレスポンスな対応スキルをもつこと、さらに特化した専門職がトラウマスペシフィックな心理支援技法を習得することは、重要なことだと考えられる。

現在、日本国内では、いくつかの児童相談所および被害者支援機関が、施設内でTF-CBTなどトラウマスペシフィックケアを実施できるように体制を整えている。また、そのほかのいくつかの児童相談所および被害者支援機関も、TF-CBT などを施設内で実施できる体制を整えるよう尽力したり、あるいは外部のTF-CBT などを実施できる機関と連携をとるよう尽力している。しかし未だ、性虐待・性暴力被害に遭った子どもへの心理支援の体制は十分とはいえない。

また、一方で、児童相談所につながる子どもたちには様々な事情があり、トラウマスペシ

²³ *Achieving Best Evidence in Criminal Proceedings: Guidance on Interviewing Victims and Witnesses, and Guidance on Using Special Measures*, 2022, UK
<https://www.gov.uk/government/publications/achieving-best-evidence-in-criminal-proceedings>

フィックケア以前に、安心・安全な環境を整えることが難しい場合や、まずは子どもの安定化のために、そのほかの心理支援を必要とする場合が多い。また、被害者支援機関につながる子どもたちも、刑事手続の流れ等もあり、やはり安全に刑事手続を乗り越えるための心理支援が第一に行われる。そうしたときに、子どものトラウマに配慮した対応、トラウマインフォームドケアが捜査機関および支援施設内でとられること、子どもが安全な環境で生活できるようなソーシャルワークが実施されること、子どもが自分で自分の状態を理解してコントロールするスキルを身に着けるトラウマレスポンスブルケアが行われていくことは、大切だと考えられる。

2 アンケート調査からみられる児童相談所での性虐待に対する心理支援実施状況

本アンケートでは、児童相談所における性虐待に対する心理支援の実態に関しても項目を設け、調査された。本アンケートは、児童相談所を対象とした調査であるがために、家庭外の第三者からの加害については十分に捉えられておらず、家庭内の加害者による「性虐待」の実態が主として把握された。さらに、本アンケートは、回答した児童相談所の地域に偏りがみられ、必ずしもすべての地域の児童相談所を代表するものではない。しかし、一定程度、性的虐待に対する対応の現状が推察されたと考え、下記を述べていく。

まず、心理支援を実施している事例については、138件の回答中、実施していると回答があった事例が90例、実施していないと回答があった事例が22例であった。

<実施していない理由>

心理支援を実施していない理由について、自由記述では、「家族で見守るため」、「年齢が18歳間近だったため」などが書かれている場合もみられたが、多くは理由が書かれていなかった。しかし、心理支援を実施した90件のうち、加害者と分離できていない事例は12例(13.3%)である一方、心理支援を実施していない33件では15件(45.5%)であり、心理支援を実施していない事例は、加害者と分離できていない場合が多いことが推察される。加害者と分離できていないということは、被害があったかどうか不明であった場合のほかに、子どもとつながることができていないなど対応が困難な例があることも考えられる。

また、心理支援を実施している事例では、何らか逮捕等があった事例が90件中28件(31.3%)であったのに対し、心理支援を実施していない例では33件中3件(9.1%)であった。そして、心理支援を実施している例では、警察等での事情聴取が未実施であるものは90件中4件(4.4%)であるのに対し、心理支援を実施していない例では、33件中16件(48.9%)であった。このことから、性虐待事実が確認され、代表者聴取等事情聴取が行われている事案は心理支援につながり、ケアが行われていると推測される。加害者が逮捕されたのちに行われる刑事手続は子どもへの負担も大きく、そうした子どもたちが心理支援につながっていることは重要なことである。しかし、一方で、性虐待の開示が困難であることや、性虐待が事件として扱われることが難しい現状を踏まえると、より困難な事例が心理支

援につながっていない可能性も検討する必要がある。

<心理面接の内容>

心理支援が実施されている事案では、心理面接の内容はどのようなものになっているのだろうか。

自由記述を参照すると、一時保護中に心理支援が開始された場合、保護期間との兼ね合いもあり心理教育のみを実施し、一時保護解除後には面接を継続することができなかった事案もみられた。また、TF-CBTの実施に至った事案は90例中3例であり、面接の継続が難しい、TF-CBTを実施する体制がないといった事情も見受けられた。一時保護解除後、子どもの状態が不安定なために入院が必要となる場合や、児童相談所だけでは対応が難しく、地域の精神科医療機関等との連携が必要である場合など、心的外傷後ストレス症の症状が強く子どもの状態が安定せず、さまざまな専門的関わりが重要な場合もみられた。しかしそうした場合、プレイセラピーや心理教育を行っているあいだに面接が途切れてしまうという問題も記述されており、このような様々な理由から心理教育のみで終了してしまう事案に対し、どのように対応することが良いか苦悩している様子がうかがえた。

3 ヒアリング調査等からみられる子どもへの性犯罪被害への心理支援実施状況

本節では、ヒアリング調査、および内閣府が行った若年層の性暴力被害の実態に関するオンラインアンケート及びヒアリング結果報告書(2022)²⁴および筆者の知る限りの、家庭外加害者からの性暴力被害事案に関する心理支援実施状況について述べる。なお、正確な数量的なデータを示すものではない。

家庭外の加害者からの性暴力被害は、加害者が家庭内の場合に比べると開示されやすいことが分かっているが、それでも、暗数は相当数にのぼることが推察される。その理由として、一つには、子どもが自分の身に起きたことを認識できないこと、一つには、加害者が子どもに対し、愛情や信頼、暴力や脅しを使って口止めをしていることが多いこと、一つには、恥や自分の話を信じてもらえない恐怖や不安があることなどがあげられる。

それでも、近年、全国の性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターや犯罪被害者支援センター、そのほかの支援機関において、子どもが被害者の場合の性暴力被害の相談は増加している。

たとえば、ヒアリングに協力いただいた機関の一つは、全体の支援対象実人数に対し、18歳未満が被害に遭ったという例は、昨年は20%、本年は25%くらいであると述べていた。刑法改正や社会の動きの影響があり、特に小学生の被害などについて、支援機関につながる例が増えているということであった。被害者が男児の事例や、加害者が同年代の事例の相談も増えているという。その他の内閣府報告書等においても、被害者が若年層であった場合の

²⁴ 若年層の性暴力被害の実態に関するオンラインアンケート及びヒアリング結果報告書, 2022, 内閣府, https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/r04_houkoku.html

相談の増加、および性暴力被害の低年齢化が指摘されている。こうした結果から、子どもの性暴力被害に関する相談は増えていること、特に、被害者が低年齢の場合の相談が増加していることが推測される。

刑事手続に関しては、支援機関につながる事案の大半は警察に届け出ているが、加害者が知り合いの場合や、親族間の性虐待などは被害届が出されない場合もあり、また、子どもに精神疾患等があった場合も、司法手続を進めない選択を取る場合もあるということだった。そして、性暴力の手口が巧妙化しており、性的手懐けや画像・動画拡散など、被害態様も幅広く、事件化が難しい場合もみられる。

心理支援に関しては、機関内で継続的なカウンセリングが可能な支援機関は多くはなく、地域の精神科や心理職と連携し心理支援に当たっている。しかし、子どもの性暴力被害では、刑事手続において司法面接的手法による聴取がある場合、あるいは裁判での証言の必要がある場合など、大人以上に手続の様子を見ながら心理支援を行う必要があり、専門性が求められる。そうした専門性を持つ心理職は、全国的には、機関内にも地域にも、限られている現状がある。

4 アンケート調査及びヒアリング調査、調査チーム内の意見交換から検討される現状と課題

アンケート調査結果およびヒアリング調査、調査チーム内の意見交換から検討される現状と課題について以下に述べる。

(1) 連携あるいは棲み分け

本章では、主に加害者が家庭内の場合は児童相談所の調査をもとに、加害者が家庭外の場合は被害者支援機関のヒアリングや他の調査結果をもとに記述した。現状、日本では、加害者が家庭内の場合の性虐待と、加害者が家庭外の場合の性暴力とでは、対応する機関が異なっている。

例えば、司法面接的手法による聴取において、性的虐待事案の場合は、児童相談所が事前に子どもに心理検査を実施するなどし、検察や警察に対して子どもの特徴を伝え、検察は子どもの様子を掴んだ上で司法面接的聴取を実施し、児童相談所はチームスタッフ室に入るといこともみられる。しかし、加害者が家庭外の場合は警察が事案に対応し、被害者支援機関等が関わっている際には、児童相談所は入らずに司法面接的聴取が実施されることもある。そして加害者が家庭外の場合、警察がつかない限り被害者支援機関が関わるのが少なく、被害者支援機関も児童相談所も関わらず、子どもの福祉や心理に関する支援が取りこぼされてしまう場合もある。

従って、まず、加害者が家庭外の場合は、警察と被害者支援機関の連携が行われ、子どもが適切に刑事手続支援や福祉支援、心理支援につながる道筋を作る必要があると考えられる。そして、児童相談所や被害者支援機関それぞれのキャパシティを考慮すると、支援に関して棲み分けは必要なことである一方、子どもの福祉や心理支援、刑事手続の支援の観点か

らは、加害者が家庭内か家庭外かによって提供される支援が異なることは望ましくない。従って、両者が連携を取ること、あるいは、どのような子どもも速やかに司法面接的聴取や心理支援等を受けるためには、子どもの被害に対するワンストップ・センターを設けることも、検討に値すると考えられる。

(2) 被害開示を促進する要因・阻害する要因

今回の調査において、児童相談所が心理支援を実施できない事例として、子どもから明確な被害開示がなかったという事例もみられた。他の虐待で保護された子どもに性虐待が疑われる場合や、子どもの周囲の大人から性虐待に関する告発があった場合、あるいは家庭外加害者の余罪によって事件が発覚したが、子どもが話したがらない場合など、子どもの被害開示がなく、刑事手続につながらない、心理支援につながらないこともある。そのため、子どもが性暴力被害を開示、促進する要因を検討し、子どもが被害開示をし易い環境を整えることも重要である。

子どもが被害者の場合の性暴力に関し、被害開示を阻害する要因や促進する要因は、研究で明らかにされている。Winters G.M., et al., (2020)、Goodman-Brown et al., (2003)、McElvaney, (2013)、Kellogg, (2020)²⁵等の研究では、子どもの性暴力被害の開示においては、外的障壁として、加害者が家族や知人であること、加害者による脅しや暴力があること、性的手懐けのプロセスが取られていること、被害時の年齢が低いこと、男児であること、相談できる人がいない／あるいは聞いてもらえなかったという経験があることなどが挙げられている。また、子どもの心理状態である内的障壁としては、被害に対する恥の感情、罪悪感や自責感、信じてもらえないだろうという恐怖や、相談した結果否定的な結果が返ってくることなどの不信感、精神症状の重さ、出来事の過小評価、あるいは出来事を性暴力と認識できない、性暴力は犯罪であるという理解の欠如といったことが挙げられている。

一方、子どもによる性暴力被害開示を促進する要因としては、加害者に怒りを感じたり加害者を避けたいと思っている気持ちがあること、他の子どもが被害に遭わないためにという思いがあること、誰かに性暴力被害に遭っているかどうかを尋ねられることや、性暴力についての教育を受けること、その結果性暴力は不適切であると理解することなどが挙げられている。

²⁵ Winters GM, Colombino N, Schaaf S, Laake ALW, Jeglic EL, Calkins C. Why do child sexual abuse victims not tell anyone about their abuse? An exploration of factors that prevent and promote disclosure. *Behav Sci Law*. 2020 Dec;38(6):586-611. doi: 10.1002/bsl.2492. Epub 2020 Nov 29. PMID: 33251613.

Goodman-Brown, T. B., Edelstein, R. S., Goodman, G. S., Jones, D. P. H., & Gordon, D. S. (2003). Why children tell: A model of children's disclosure of sexual abuse. *Child Abuse & Neglect*, 27, 525–540.

McElvaney, R. (2015), Disclosure of Child Sexual Abuse: Delays, Non-disclosure and Partial Disclosure. What the Research Tells Us and Implications for Practice. *Child Abuse Rev.*, 24: 159-169. <https://doi.org/10.1002/car.2280>

Kellogg ND, Koek W, Nienow SM. Factors that prevent, prompt, and delay disclosures in female victims of child sexual abuse. *Child Abuse Negl*. 2020 Mar;101:104360. doi: 10.1016/j.chiabu.2020.104360. Epub 2020 Jan 22. PMID: 31981932.

先行研究を踏まえると、学校等で性暴力に関する適切な教育が行われることは、子どもの開示の促進に役立つ可能性がある。また、子どもたちの、言っても信じてもらえないだろうという恐怖や不信感を払拭するためにも、学校や養育者が、子どもの性暴力について適切に知識を持ち、対応していくことも重要だと考えられる。

さらに、子どもの司法面接における開示をめぐることは、仲（2017）²⁶が詳しい。家庭内の性虐待は特に、開示があったとしても、曖昧な開示や開示の撤回、否認など、子どもの話に変動する場合があるといわれる。子どもたちは被害を開示しないように加害者から要請されたり、開示しないことで家族を守ろうとする気持ちを持つこともある。様々な先行研究を踏まえ、仲（2017）は、司法面接前に、最初に打ち明けられた人が児童をサポートし、児童の権能感を高め、記憶を汚染することなく専門家につなぐことが重要だと指摘している。そうであるならば、養育者や学校関係者がその役割を果たせるよう、研修や支援を強化することも必要だろう。また、司法面接においても、中立的で、暗示的ではないサポートの強化、ラポールの強化が重要ともいわれる。ヒアリングの中でも、児童相談所では司法面接の前に、「なぜ話してもらう必要があるのか、なんのために行うのか」を子どもに対して誠実に伝えることが大切だと語られていた。司法面接前の子どもへの支援、司法面接中の支援、その後の支援についても考えることが求められる。

(3) 司法面接的手法による聴取以前の心理支援

司法面接的手法による聴取以前の心理支援については、児童相談所も被害者支援機関も、苦慮している様子が見えられた。例えば、児童相談所の中では、「聴きすぎないこと」を徹底しているということだった。性虐待の場合は特に、「誰から何をされたか」に限定し、それ以外で司法面接的手法による聴取の前に行っていることは、言語的なやり取りでどのくらい体験を話せるのかという言語能力のアセスメントとして知能検査の一部を実施すること程度だと語られた。被害者支援機関においても、子どもの事案は、むしろ司法面接的手法による聴取の前には子どもには会わないということもみられた。しかしその場合、心理的サポートができず、子どもが被害開示に消極的になったり、聴取後に心理支援につながりにくくなったりするということがあった。

先述の被害開示を促進する要因等を考えると、子どもが被害をどう受け止めているのか、トラウマ関連症状が顕在化しているのか、面接への負担をどう表出しているのか、多角的なアセスメントは重要である。特にトラウマ関連症状に関するアセスメントは、精神科医あるいは心理職が担うことが必要だろう。そして、子どもの状態によっては、トラウマインフォームドな対応を身に着けた者が、なんのために司法面接的手法による聴取を行うのかを誠実に説明することも重要だと考えられる。また、あまり精神症状が重いと被害開示の障壁と

²⁶ 仲 真紀子, 実務における司法面接の課題：非開示にどう取り組むか, 心理学評論, 2017, 60 巻, 4 号, p. 404-418, 公開日 2019/03/22, Online ISSN 2433-4650, Print ISSN 0386-1058, https://doi.org/10.24602/sjpr.60.4_404, https://www.jstage.jst.go.jp/article/sjpr/60/4/60_404/_article/-char/ja, 抄録:

なることも指摘されており、少なくとも子どものトラウマ反応に対し、出来事の記憶には触れない、トラウマインフォームドケアやトラウマレスポンスなケアが行われることは、被害開示においても、その後の心理支援への連携へも有用な可能性があり、司法面接的手法による聴取以前にどのような支援が可能か、有効かについて、知見をまとめ一定の基準を設定することも検討される必要があると考えられる。

(4) 司法面接的手法による聴取以降の心理支援

司法面接的手法による聴取が終了後、子どもに対しては速やかに心理支援が提供されることが望まれる。現在、児童相談所では、聴取の直後にできる限り早い段階で心理職が会うようにしているところもあるということだった。十分に労い、状態を落ち着かせて帰宅させるためにも、必要な介入である。また、一週間後に語ってみた後での体調の変化や今の様子を聞き取り、子どもの様子に合わせて心理教育やアセスメントを実施するということがもされていた。その際には、司法面接的手法による聴取以前にはできなかった、性暴力の責任の明確化や、トラウマ関連症状のノーマライズも実施することが可能となる。

しかし、その後、証人となることが予定されている子どもの場合は、対応に苦慮する様子もみられた。児童相談所、被害者支援機関ともに、その後の証人としての公判出廷を考慮し、子どもに対してどの程度の心理支援を行ってよいか迷うという意見もみられる。この点に関しても、どのような場合に、どのような心理支援を実施する事が可能かを検討していくことが求められる。

たとえば TF-CBT に関しては、その治療プロセスの中で子どもは被害を語るようになるが、支援者は子どもの記憶の誘導は行わない。起きた出来事や感情については、子どもの語る言葉をそのまま書き記すことが重要であるとされている。TF-CBT が介入するのは、その出来事の責任が誰にあるのかについて、子どもが語った記憶をもとに、子どもと一緒に考え直していくことである。それは、出来事の客観的事実には関わらないものであり、少なくとも司法面接的手法による事情聴取が行われた後であれば、証言前でも、子どもの TF-CBT は実施可能な可能性がある。何をどこまで行うことが可能か、整理が必要であろう。

何より、刑事手続が進んでいく場合には、警察や検察、被害者側弁護士と連携を取りながら、刑事手続支援と心理支援を両輪として行っていくことが重要であり、包括的に支援するワンストップ機関はやはり必要だと考えられる。

(5) 記憶の汚染を防ぐための養育者および学校に対する介入

子どもが性暴力被害に遭っていたことを知ると、養育者は強い衝撃を受ける。養育者にもトラウマ反応が現れることや、あるいは性虐待であれば、養育者が被害届出を強く拒否する場合もある。そうした際に、養育者に対する介入も重要となる。

まず記憶の汚染を防ぐための介入としては、例えば被害者支援機関では、養育者から子どもの被害について相談があった場合、「話してくださって有難うございます。それ以上は聞

かないようにしましょう、なぜならば」と心理教育を行うこともある。また、保護者会や講演会で、子どもが性暴力被害を開示した場合の聴き方の留意点を伝えることもあるということだった。

また、養育者の衝撃に対しても心理支援を提供することもある。子どもの被害を知ったとき、子どもを批判したくなることや、被害を開示したことを非難したくなること、自分が受け止めきれない、親自身の被害を思い出すといったこともみられる。また、性虐待の場合は、非加害親はDVを受けている場合も多く、加害者の支配下にいるために適切に対応できない場合もある。しかし、子どもの安全を確保するためにも、養育者、非加害親の精神的な安定や適切な判断は重要である。したがって、養育者自身の衝撃に耳を傾けること、子どもの状態や子どもの意向を丁寧に共有すること、子どもにとってどのようなトラウマとなっているかを説明すること、養育者自身の過去の被害体験が賦活された場合はそのことも丁寧に聴くこと、そうした養育者への心理支援も行われる必要がある。

記憶の汚染を防ぐために、学校との連携も考えていく必要がある。被害を開示した子どもたちは、最初に学校の教員に開示することもあれば、友人から開示された子どもが学校の教員に相談する場合もある。そうしたときに、教員が被害内容を詳細に聞き、記憶の汚染が生じた可能性がある事案も散見されるという。いくつかの教育委員会では、学校で性暴力が発生した場合、児童生徒から性暴力を聞いた場合のマニュアルを作成しているが、十分ではない可能性がある。

5 まとめ

ここまで、子どもの性被害事案と心理支援について、調査からわかったことや検討事項について記した。全体として、性暴力被害が子どもに与える影響の深刻さに比して、心理支援が十分に行われているとは言い難い状況が存在する。それは、そもそも子どもが被害開示をしにくい社会であることや、性暴力被害に遭った子どもを包括的に支援する機関の不足、心理支援の担い手の不足といった環境的な側面も大きい。また、司法面接的手法による聴取の前後にどのような心理支援が可能か、必要かといった点の知見が不足していることにより、心理支援が行われない、あるいは適切な支援につながらないということもある。

今後、子どもの性被害事案に対する心理支援について、子どもの被害開示の環境整備、心理支援の担い手の育成、日本版CACなどにより司法面接、刑事手続、心理支援が包括的に行われること、司法面接的手法による聴取前後の心理支援の基準の作成などが求められると考えられる。

第4章 子どもの性被害事案と刑事手続

本調査チーム内での意見交換やヒアリング調査において、性被害に遭った子どもが加害者²⁷の処罰を求めているにもかかわらず、刑事事件化されず、あるいは、不起訴で終結してしまうなど、刑事手続における子どもの性被害事案への対応に疑問の声もあった。こうした疑問にはもっともなところもあるが、刑事手続の特徴や果たすべき役割について、その他の専門家の方々とも共通の理解を得た上で議論をすることが具体的な改善の提案に資するようにも感じられた。そこで、まず刑事手続を専門とする立場から、刑事手続の特徴を素描しておきたい。

1 刑事手続の特徴

刑事手続は、刑法²⁸を実現するための手続である。刑法は犯罪と刑罰について定めている法律であるから、刑事手続では、刑法が定める犯罪行為を加害者がやったか否かを認定した上で、やったと認定できれば、それに見合った刑罰を加害者に科すことになる。

わが国で定められている刑罰には、死刑、拘禁刑（2025〔令和7〕年5月31日までは懲役・禁錮）、罰金、拘留、科料および没収がある（刑法9条）。刑罰は、個人の生命、自由あるいは財産を強制的に剥奪する制裁であって、その本質は加害者に害悪あるいは苦痛を与えることにあると理解されている。そのため、刑罰は「劇薬」や「最後の手段」ともいわれ、社会のルールを破った行為に対する制裁の中でも、民事上の損害賠償や行政上の各種措置といった他の手段では十分でないときにのみ科されるべきだとされる。これを刑法の「補充性」あるいは「謙抑性」という。

このような刑罰の性質から、加害者が犯罪行為をやったと認定できる場合でも、すべてを刑事手続に載せて刑罰を科すべきだとは考えられていない。また、刑事手続に載せて刑罰を科すにあたって、本当に加害者が犯罪行為をやったと認定できるのか、やったと認定できるとして加害者に対する刑罰がそれに見合っているのかは、相当な慎重さをもってチェックすることが求められる。さらに、刑罰は制裁であって、根本的な問題の解決を志向するものではないから、刑罰を科しても何ら問題の解決につながらないということもあり得る。

このように、刑事手続が刑罰を科す手続であることとの関係上、子どもの性被害事案について刑事手続を活用することには高いハードルがあり、本質的に一定の限界があるといわざるを得ないし、刑罰を科すことが最善とはいえない場合もあり得る。もちろん、高いハー

²⁷ 厳密には「加害者」と「加害者とされている者」とを区別して表現すべきであるが、やや冗長になるため、本報告書では後者も含めて「加害者」と表現している。

²⁸ 刑法には、「刑法」という名称の法律（「刑法典」ともいう）だけでなく、例えば後述する児童福祉法や児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律などのように、特別法で犯罪と刑罰について定めているものも含まれる。これらは「特別刑法」とも呼ばれる。

ドルがあるからといって、加害者による犯罪行為が放置されることが許されるわけではない。刑事手続の対象にして刑罰を科すべき事案はきちんと刑事手続の対象としつつ、それが困難な事案については、このような限界を踏まえて、刑罰以外の対応方法がないかを模索していくことが、性被害に遭った子どもの権利擁護にも資するよう思われる。

2 刑事手続の実際

多くの人にとって、日常的に報道される刑事手続の印象から、加害者が犯罪行為をすれば逮捕され、裁判にかけられて、刑務所に入るのが通常だと感じられているかもしれない。しかし、刑事手続の実際からは、そのような成り行きをたどる事件はむしろ圧倒的に少数である。わが国の犯罪統計からは、刑事手続において加害者による行為を犯罪と認定して刑罰を科すことは、相当な慎重さをもって行われている実情をうかがうことができる。

例えば 2022（令和 4）年では、検察官が処分を決定した人員（検察庁終局処理人員）²⁹は 74 万 1,103 人であるが、主に懲役・禁錮を科すために正式な裁判をするべく公判請求されたのは 6 万 9,066 人（全体の 9.8%）にすぎない。書類審査で罰金あるいは料金を科すための略式命令請求をされたのは 15 万 8,531 人（全体の 21.3%）であって、両者を合計しても、刑罰を科されるのは全体の 30%程度になっている³⁰。

なお、交通事故や交通違反を除いた事件全体で、逮捕された者の割合は 34.3%であり³¹、犯罪行為をすれば必ず逮捕されるというわけでもない。逮捕するには犯罪をしたという相当な嫌疑のほか、逃亡のおそれや罪証隠滅のおそれが必要とされ（刑事訴訟法 199 条 1 項・刑事訴訟規則 143 条の 3）、そうでなければ加害者が犯罪行為をやったと認められる場合であっても、逮捕はできない。このように逮捕は逃亡や罪証隠滅を防止するための手段であって、加害者を懲らしめたり、再犯を防止するためのものではない。

刑事裁判の状況を見ても、2022（令和 4）年に裁判が確定した者 20 万 572 人のうち、懲役・禁錮に処せられた者の多くに全部執行猶予が付されており、いわゆる実刑判決を受けて刑務所に収容された者は 1 万 4,891 人（7.4%）となっている³²。通常第一審（地方裁判所あるいは簡易裁判所）で言い渡された刑期を見ると、有期の懲役・禁錮を言い渡された者 4 万 1,098 人のうち、刑期 3 年を超える者は 2,528 人（6.1%）、刑期 3 年以下が 3 万 8,570 人（93.8%）となっていて³³、仮に実刑判決を受けたとしても、多くの者は長くても 3 年以内に社会復帰することが見込まれることになる。

この傾向はこの年に限ったものではなく、わが国ではできる限り実刑判決を避けるとともに、できる限り長い刑期を避けるという運用が定着しているといえる。そのことは前

²⁹ 刑事訴訟法では、微罪処分と呼ばれる例外を除いて、警察官らはすべての事件を検察官に送致し、処分を委ねることが原則となっている（同法 246 条・203 条 1 項）。したがって検察官終局処理状況を見るのが、わが国の犯罪対応状況を理解する上で重要な手がかりとなる。

³⁰ 令和 5 年版犯罪白書 39-40 頁。

³¹ 令和 5 年版犯罪白書 38-39 頁。

³² 令和 5 年版犯罪白書 32 頁。

³³ 令和 5 年版犯罪白書 46 頁。

述した刑法の「補充性」あるいは「謙抑性」に合致する一方で、被害者が期待するような刑事処分が下されない可能性があることを意味する。子どもの性被害であれば加害者に対して刑期3年を超える実刑判決が出される可能性も小さくないものの、厳しい処罰を希望する被害者や保護者に対しては、わが国の通常の刑事手続の運用としてその希望に応えることができない場合があることも、理解してもらう必要があるように思われる。

3 問題になり得る犯罪

加害者に刑罰を科すには、加害者が犯罪行為をやったと認定できなければならないが、犯罪行為は事前に法律に定められたものでなければならない。犯罪と刑罰は法律に定められていなければならないという原則を罪刑法定主義といい、刑事法における重要原則になっている。性加害を疑われる行為があったとしても、それが事前に法律に定められた犯罪行為だと認定できなければ、加害者に刑罰を科すことはできない。現状では、以下のような犯罪行為があったといえるかが問題になり得る。

(1) 刑法上の性犯罪

2023（令和5）年刑法改正により、性犯罪規定が大幅に見直された。それによって、子どもの性被害事案で対象となり得る犯罪として、以下のものが考えられる。そのうち不同意わいせつ罪と不同意性交等罪に関連して、改正前の「暴行・脅迫」等の要件から「不同意」の要件へと見直しがなされたが、新たな処罰対象を追加するものではなく、規定を明確化することによって、本来なら処罰されるべき行為がよりの確に処罰されることを意図したものだ³⁴とされている。

- ・ 不同意わいせつ罪（刑法176条）
- ・ 不同意性交等罪（刑法177条）
- ・ 監護者わいせつ及び監護者性交等罪（刑法179条）
- ・ 不同意わいせつ等致死傷（181条）
- ・ 16歳未満の者に対する面会要求等（刑法182条）
- ・ わいせつ目的略取又は誘拐（刑法225条）

(2) 刑法上のその他の犯罪

身体的な接触の状況等によっては、性加害の意図があったことの立証が困難な場合もあるが、そうであっても以下の犯罪が成立すると認められる場合がある。しかし、(1)と比較すると刑は軽くなるのが一般である。

- ・ 暴行罪（刑法208条）

³⁴ 浅沼雄介『『刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律』及び『性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律』の概要』刑事法ジャーナル78号（2023年）13頁。

- ・ 傷害罪（刑法 204 条）
- ・ 逮捕・監禁罪（刑法 220 条）

(3) 特別刑法上の犯罪

刑法上の犯罪が成立しない場合であっても、以下の特別刑法による犯罪が成立する場合がある。(2)と同様に、(1)と比較すると刑は軽くなるのが一般である。

- ・ 児童福祉法違反
- ・ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反
- ・ 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律違反
- ・ 各都道府県の青少年健全育成条例違反
- ・ 各都道府県の迷惑行為等防止条例違反

4 調査結果の分析と考察

アンケート調査において、起訴されたと回答があった事案について分析と考察を試みたい。なお、起訴されたとの回答は 22 件あったが、事案の詳細が確認できないものは分析するのが困難であったため、対象としたのは罪名等まで確認できる 13 件に限っている。その点で第 2 章の分析と一致していない点にはご留意を願いたい。

(1) 処罰感情の有無

告訴状・被害届が提出されていて、処罰感情が明確に確認できたのは 5 件であった。罪名は、監護者わいせつ・性交等、改正前の強制わいせつ・性交等となっている。

加害者が性加害を否認し、あるいは捜査段階では認めていたものの裁判で否認に転じた場合には、立証のためには非加害親を含めた被害者側の協力が不可欠になる。処罰感情が不明確であると、起訴後に協力が得られなくなって裁判の遂行を維持できなくなる可能性があるから、処罰感情があることは起訴・不起訴の判断の上でも重視せざるを得ない。

起訴されていない、あるいは、刑事事件化されなかった事案のうち、被害者が処罰を望まなかったものが 3 件、聴取に対してほぼ沈黙あるいは協力拒否したものが 3 件、それぞれ確認できた。

また、ヒアリング調査においては、刑事事件化された後であっても、非加害親が加害親のパートナーとして振る舞うことで、かえって被害を訴えた子どもを傷つける場合がある旨の指摘があった。アンケート調査の回答にも事例があったが、例えば非加害親が加害親と別居することで被害児童が納得するのであれば、あえて刑罰を科すために刑事手続を続けていくことの意味は大きくないかもしれない。

一方で、起訴された事案のうち、告訴状・被害届なしが 8 件あった。

このうち1件は、青少年保護育成条例違反により、おそらく略式命令請求されて罰金で終結しており、処罰感情がなくても裁判の遂行を維持できる事案であったと推測される。

また、残りの7件は、監護者わいせつの事案で被害者が18歳未満であるか、改正前の強制わいせつ・性交等の事案で被害者が13歳未満であった。これらの事案では、被害者の同意の有無について立証が不要であったと推測される。

性犯罪のうち、性行為をすることについての同意の有無について立証が必要となる事案では、加害者側の「同意があった」という主張を排斥するだけでなく、「実際には同意がなかったかもしれないが、同意があったと誤信していた」という主張も排斥できるかどうか問題になるので、立証すべき事実が増え、立証の難易度も上がる。この点につき、令和5年刑法改正により同意の有無の判断が明確化されるとともに、13歳以上16歳未満であっても、いわゆる「5歳差要件」を満たせば同意の立証が不要になるので、これまでよりも立証の難易度が下がる可能性はある。

なお、加害者が少年で、告訴・被害届はなかったものの、家庭裁判所に送致された事案が1件あった。少年事件では、少年法に基づき保護処分が付するか否かの手続が先行するので、成人による事件とは異なる考慮が必要とされる。

(2) 被害日時の特定

今回のヒアリング調査においても、被害日時の特定ができないことを理由にして不起訴になっている事案があるのではないかとの指摘がなされた。

アンケート調査結果によれば、起訴された事案のうち、被害者からの自由報告で被害日時が特定できた事案は6件、特定はできなかったものの起訴された事案が5件確認できた。そうだとすると、被害日時が特定できなかったことのみで起訴・不起訴の判断がされているわけではないようにも思われるが、後述する被害者の供述以外の証拠で被害日時の特定ができた可能性も考えられる。

ここで被害日時の特定が有する意味について、改めて検討しておきたい。

刑事手続においては、いわゆる六何の原則あるいは5W1H(①誰が、②いつ、③どこで、④誰又は何に対して、⑤どのように、⑥何をした)に基づいて、加害者による犯罪行為を特定した犯罪事実が必要とされる。起訴をするにあたっては、起訴状にこのような犯罪事実を「公訴事実」として記載しなければならない。公訴事実には訴因を明示しなければならないとされており、訴因は「できる限り日時、場所及び方法を以て罪となるべき事実を特定」しなければならないと定められている(刑事訴訟法256条2・3項)³⁵。

しかし、最高裁判所は、「犯罪の日時、場所及び方法は、……本来は、罪となるべき事実そのものではなく、ただ訴因を特定する一手段として、できる限り具体的に表示すべきことを要請されているのであるから、犯罪の種類、性質等の如何により、これを詳らかにするこ

³⁵ 公訴事実と訴因との関係については議論があるが、ここでは起訴状に記載されている公訴事実=訴因と理解して話を進める。

とができない特殊事情がある場合には、……法の目的を害さないかぎりの幅のある表示をしても」、違法とはいえないとしている³⁶。

実際に、密室で行われることが一般的である覚醒剤自己使用の事案で、被疑者が使用の事実を否認していて具体的な使用状況の特定が困難である場合には、「○年○月○日頃から○年○月○日までの間に、東京都内又はその周辺において、……覚醒剤を自己の身体に摂取し」などと、日時、場所及び方法について幅のある記載をすることが、実務では一般に認められている³⁷。

このような幅のある記載が許容されている根拠は、少なくともその期間内に1回は覚醒剤を使用した事実があったと合理的に推認できることにある。そうだとすれば、子どもの性被害事案であっても、少なくともその期間内に問題とされている性被害の事実があったと合理的に推認できるのであれば、幅のある記載をすることに問題はないといえる。今後は具体的な被害日時の特정이できない場合であっても、一定の期間内に問題とされている性被害の事実があったと合理的に推認できるのであれば、幅のある記載によって起訴することが適切だと考えられるし、すでにそのような起訴をした裁判例も存在している³⁸。

(3) 被害者の供述以外の証拠

被害者の供述以外の証拠があったのは6件で、その内容としては、①性交渉時に撮影したデータ、②実母の目撃、③子どもが中絶手術を行った胎児のDNAおよび同児と養父のDNAを鑑定した結果、④父子間のメッセージのやりとりの画像、⑤父が撮影した画像、⑥加害者の自白などがあった。

被害者から具体的かつ詳細な供述を得ることが困難な場合であっても、これらの証拠が収集できるのであれば、起訴することができる事案もあると思われる。ただし、加害者の自白しか証拠がなければ有罪にすることはできないので（憲法38条3項、刑事訴訟法319条2項・3項）、少なくとも被害が存在したことを裏付ける何らかの証拠が必要になる。被害者の供述以外の証拠があれば、被害者の供述を裏付けて、支える証拠にもなり、多くあればあるだけ起訴することができる可能性が高くなるといえる。

(4) 司法面接的手法による聴取

検察・警察・児童相談所の三機関協同によるものが8件、検察・警察協同によるものが1件、児童相談所単独によるものが1件、警察・児童相談所協同によるものが1件であった。

ヒアリング調査では、実際の事件への対応において、司法面接的手法による聴取をする場合と、そうでない場合の区別がよく分からない、実施までに時間を要する場合がある、とい

³⁶ 最大判昭和37年11月28日刑集16巻11号1633頁。

³⁷ 最決昭和56年4月25日刑集35巻3号116頁。

³⁸ 大阪高判令和2年8月27日高等裁判所刑事裁判速報集（令和2）号418頁は、児童福祉法違反の事案で、日時・回数を「平成30年6月19日頃から平成31年2月1日頃までの間に、複数回」と幅をもたせた訴因で有罪としている。

った指摘があった。

司法面接的手法による聴取が捜査の一環として行われる場合、いわゆる任意捜査として被害者側の協力を得て実施する必要があるから、被害者の心身の状況を踏まえて実施の適否を検討しなければならない、そのために時間を要している事案もあると考えられる。

また、現状では将来の起訴を見据えて司法面接的手法による聴取を実施する場合、検察官が聴取の主体となつて、警察・児童相談所との三機関協同によることが多くなっている。その理由は、現在の法律では、司法面接的手法による聴取の結果として作成される録音録画記録媒体は、検察官が聴取の主体となつた場合が最も刑事裁判の証拠にしやすくなっているためである（刑事訴訟法 321 条 1 項 2 号参照）。このように検察官を含めた関係機関が集まって司法面接的手法による聴取を実施している関係上、調整に時間を要して聴取までの時間がかかる場合があることも考えられる。

さらに、性被害があつたとしても、それが前述したような犯罪とされる行為のいずれかに相当する疑いがないようであれば、捜査を開始するために必要とされる「犯罪があると思料するとき」（刑事訴訟法 189 条 2 項）に該当するとは言い難いので、捜査の一環として司法面接的手法による聴取が実施できないことも考えられる。例えば、「お父さんが気持ち悪いことをした」といった被害開示があつた場合、「気持ち悪いこと」の具体的な内容が明確にならなければ、「犯罪があると思料するとき」というのは困難で、捜査を開始して司法面接的聴取を実施するのは難しい場合が多いのではないかと思われる。

5 今後の課題

(1) 「記憶の汚染」の防止

司法面接的手法による聴取が実施されても、それ以前に学校の教員等が繰り返し被害者から聴取をした結果、記憶が汚染されている可能性があるとして被害者の供述の信用性が否定される場合がある³⁹。

令和 5 年刑事訴訟法改正により新たに 321 条の 3 が設けられ、司法面接的手法による聴取の結果として作成される録音録画記録媒体に証拠能力が認められる要件が定められた。そこには「聴取に至るまでの状況その他の事情を考慮し相当と認めるとき」との要件もあり、聴取前に学校の教員等による繰り返しの聴取が行われたことで「相当と認めるとき」とはいえないとして、証拠能力が否定される可能性がある。

ヒアリング調査の結果、特に学校の現場では初期聴取を繰り返すことによって記憶の汚染が疑われることについての認識が不十分であるばかりでなく、かえって教育委員会が子どもから詳細な聴取をするように学校側に指示を出していた例も見られたとのことであつた。学校側にも子どもから聴取する必要があるのは当然ではあるが、それは記憶の汚染が

³⁹ 被害者の供述の信用性を否定した裁判例として、大阪高判令和 2 年 4 月 23 日 LEX/DB25565819、津地判令和 4 年 5 月 11 日 LEX/DB25592514、長崎地判令和 4 年 11 月 4 日 LEX/DB25594127（一部無罪）、その控訴審である福岡高判令和 5 年 8 月 22 日 LEX/DB25596037（一部無罪）。

ないように意識したものとなっていなければ、その後に子どもがどんなに被害を訴えても、裁判所から「信用できない」と評価されてしまう可能性があることが、周知されなければならない。

今後は学校教育の現場において、もし性被害を訴える子どもがいて初期聴取をする場合には、必要な最低限の情報収集にとどめること、回数はできる限り少なくすること、録音やメモ等によって記録を残しておくことを徹底する必要がある⁴⁰。そのためには学校教育の現場での周知が不可欠であり、文部科学省をはじめとする関係機関の早急な対応が望まれる。

(2) 関係機関の連携

ヒアリング調査の結果、性被害が発覚した後、児童相談所と警察との連携が不十分なのではないかとの意見があった。犯罪であれば警察が、そうでなければ児童相談所がイニシアチブをもって事案に対応することになるが、その判断がつかねていたずらに時間が経過していく事例もあるようである。

前述した初期聴取の問題も含めて、このような初動対応を抜本的に改善するには、米国の Children's Advocacy Center (CAC) モデルあるいは北欧の Barnahus モデルなどを参考に、わが国でも子どもの性被害を含めた虐待事案に対応するワンストップセンターを設けていくことが必要だと思われる⁴¹。引き続き他国の状況を踏まえて、わが国への導入可能性を調査する必要がある。

(3) 刑事訴訟法 321 条の 3 の活用

今後、子どもの性被害事案では、改正によって設けられた刑事訴訟法 321 条の 3 が活用されることが望まれる。とはいえ、同条は被告人側に反対尋問の機会を付与することとしているため、子どもは引き続き刑事裁判に出廷して、被告人側による反対尋問を受けなければならない。しかし、誘導尋問を中心とする伝統的な反対尋問については、不正確な事実を引き出すほか、子どもの虐待になりかねないとして、すでに英国の刑事裁判実務では見直しが行われており、わが国でも英国を参考にした見直しが急務である⁴²。将来的には、英国で行われているように、反対尋問も公判期日外で司法面接的手法によって実施し、被告人側による反対尋問の権利を保障しつつ、子どもが伝統的な反対尋問にさらされる場面をなくしていくべきであろう。

⁴⁰ 特定認定 NPO 法人子ども支援センターつなぐ「日本版司法面接ガイドライン」23-24 頁

<https://tsunagg.com/jfi> (最終閲覧 2024 年 2 月 10 日)

⁴¹ 北欧の Barnahus モデルを紹介する邦語文献に、内藤千尋ほか「北欧における子どもの虐待・家庭内暴力の問題と『子どもの権利擁護センター』の取り組み——スウェーデン・アイスランド・ノルウェーへの訪問調査から——」東京学芸大学紀要総合教育科学系 70 巻 (2019 年) 265 頁以下、石川衣紀ほか「北欧における子どもの虐待と『子ども虐待防止支援センター (Barnahus)』の取り組み——デンマーク・フィンランドへの訪問調査から——」東京学芸大学紀要総合教育科学系 71 巻 (2020 年) 177 頁以下がある。

⁴² 詳細については、吉開多一「刑事訴訟法 321 条の 3 について」研修 909 号 (2024 年) 3 頁以下参照。

被害に遭った子どもに心身の不調があり、医師の診察によって反対尋問を受けることができないと認められる場合には、「供述不能」の要件を充たすので、刑事訴訟法 321 条の 3 ではなく、同法 321 条 1 項 2 号によって録音録画記録媒体に証拠能力を認めることになる。しかし、反対尋問の機会が付与されなければ 321 条の 3 は適用されないことになるので、321 条 1 項 2 号を適用するためには、引き続き検察官が聴取の主体とならざるを得ないことになる。今後、わが国で CAC モデルあるいは Barnahus モデルを導入するなどして、初動対応を充実させていくとすれば、警察官・警察事務職員あるいは児童相談所職員等による聴取であっても、検察官が一定の関与をしていれば、321 条 1 項 2 号の適用を認めていく必要がある。そうでなければ、わが国で司法面接的手法による聴取は広がらず、子どもの権利擁護に不十分な状況が続くことになり得る。

刑事訴訟法 321 条の 3 に基づき、被害者に反対尋問をしたものの、子どもであることから、ほとんど回答ができない事案も想定される。条文では「尋問する機会を与えなければならない」とされているから、一応の反対尋問が行われれば、録音録画記録媒体の証拠能力は認め、反対尋問が子どもの特性を踏まえたものであったのかなども考慮して、その信用性評価は裁判所の自由心証に委ねるのが相当だと考えられる。しかし、このような事態を回避し、被告人側も子どもから十分な供述を引き出して、事案の真相を明らかにするためには、これまで行われてきたような伝統的な反対尋問によるのではなく、前述したように公判期日外で司法面接的手法による反対尋問を実施することが解決策となり得る。現行法の下でも、裁判所外の証人尋問（刑事訴訟法 158 条）を活用するなどして、公判期日外で反対尋問を実施し、より子どもの負担が少なく、より被告人側の反対尋問の機会を保障することは可能だと考えられる。さらに有効に子どもの話を引き出せるようにするため、英国のように子どもの話を聞く専門家（Intermediary）が証人尋問に立会うのを可能にするのであれば、子どもの証人尋問のあり方について立法による見直しを図ることも考えられてよい。

(4) 性加害の低年齢化

ヒアリング調査の際に、最近では性加害が低年齢化している印象があるとの意見があった。

警察庁の統計により、強姦あるいは強制性交等または改正前の強制わいせつによって補導された 14 歳未満の触法少年の状況を、2003 年、2013 年及び 2022 年で比較した結果は、下表のとおりである。

触法少年の刑法犯総数（交通関係除く）は、20 年前に比較すると大幅に減少しているのに対し、強制わいせつによって補導された触法少年の割合は 0.6% から 2.6% と、増加している様子がある。

強姦は 2017 年に強制性交等に改められ、それまで姦淫行為のみが処罰されていたのに、口腔性交等も処罰されるようになるなど、処罰される事案が広がったことから、過去の統計と単純に比較することはできないが、増加傾向にはあるといえる。

	2003年	2013年	2022年
刑法犯総数（交通関係除く）	21,539人	12,592人	6,025人
うち 強姦・強制性交等	14人（0.1%）	12人（0.1%）	34人（0.6%）
うち 強制わいせつ	121人（0.6%）	218人（1.7%）	155人（2.6%）

性加害の低年齢化は、今後の動向も踏まえて引き続き注視していく必要がある。触法少年の場合、そもそも刑事責任年齢がないから（刑法41条）、刑罰を科すことはできない。その点で、刑罰を科すための刑事手続の限界がより明確になる場面であるともいえる。触法少年は、少年法に基づいて警察官による調査の対象となり、強制性交等（現在では不同意性交等）であれば児童相談所に送致され、それ以外であれば児童相談所に通告され、保護処分あるいは児童福祉法上の措置が講じられる。こうした事後対応に止まらない予防策として、学校教育の現場においても適正な性教育の充実化を図るなど、刑事手続に限定されない包括的なアプローチを検討していくことが求められるであろう。

(5) 刑事手続以外の対応

冒頭でも指摘したとおり、刑罰は万能ではなく、子どもの性加害事案の解決につねに有益なものではない。また、害悪性の強い刑罰を科す手続であるがゆえに、刑事手続では極めて慎重な事実認定が求められ、被害者の意向に沿えない結果となることもある。これまで子どもの性被害事案については刑罰以外の対応策が貧弱であったが、今後は行政上の措置を含めた対応策を検討していくことも必要だと思われる。

ヒアリング調査では、刑罰以外に必要と思われる対応として、被害者側が被害を訴えたことで転居を余儀なくされるなどの不利益を受けるのではなく、加害者側の行動を制限するような措置が講じられないかとの指摘があった。加害者側が家族であるのか、それ以外であるのかなど、前提条件によってどのような措置が可能であるかを個別具体的に検討する必要があるが、刑罰の限界を踏まえて、現場の関係者から刑罰に代わり得る措置についての必要性や相当性について引き続き意見を聴取し、被害者となった子どもの権利が十分に擁護されるような仕組みを作っていくことが望まれる。

第5章 調査結果の総括と提言

1 はじめに

子ども達は、外での生活において厳しさを感じながらも、安心できる家に戻って、健康に成長していく。しかし、本調査での子どもたちは、安心できるはずの家において不意打ちのように被害に遭ったり、守ってくれるはずの大人たちから被害に遭ったりしている。その傷つきの大きさは、被害開示の時点から最大限の迅速かつ十分な対応をしたとしても、余りあるものだろう。

本調査結果の総括と提言として、こうした子どもの傷つきに対し、多機関多職種、全ての大人の力を結集させて、相互に補完し合いながら、子どもたちに最大限の迅速かつ十分な対応ができるようにするため、必要なことを確認したい。

2 現状で改善を要すると考えられる点

(1) 被害開示に対する子どもの安全確保

a 児童相談所の関与がある事案について

本調査の結果、開示後に関係機関が介入していても、分離ができていなかったり、分離ができていても、被害を開示した子ども側がそれまでの生活の本拠からの移動を余儀なくされている状況が明らかになった。児童相談所が関与することにより、子どもを強制的に保護できるとしてもなお、子どもの最善の福祉に資する安全確保には、課題があるといえる。さらに、既に明らかになっていることではあるが、刑事手続によって加害者を分離することは困難であることも、改めて明らかになった。在宅で配偶者等への加害がない場面であっても、子どもではなく、加害者側に接近を禁じ、加害者を移動して分離することにより、子どもの安全を確保できるよう、早急に法制度のあり方を確認すべきだと考えられる。

b 児童相談所の関与がない事案について

児童相談所が関与していない第三者加害の実情等については、本調査では十分に明らかとならなかった。そのため、第三者加害の事案では、子どもの物理的・心理的安全確保が不十分になっているおそれがある。本調査結果では、被害開示があった場所は学校が最も多かったが、学校から連絡があっても第三者加害の場合には「虐待通告」にも該当しないため、対応が困難になって、暗数になっている可能性もある。

第三者加害の場合であっても、子どもの安全確保をどのように図っていくべきかについて、改めて議論し、課題を整理しなければならない。受入れ先の拡充をはじめ、後述するような対応の標準化等が必要である。特に、第三者加害の場合であっても、被害児童が移動す

るのではなく、加害者に接近を禁じる形での運用を可能にする法整備を検討する必要がある。

(2) 早期の捜査／調査について

本調査において、自由報告による日時の特定ができたかどうかの分析では、全体の半数にあたる 70 件が「特定できない」ことが明らかになった。一方で、特定できた理由についての自由記述では、「本人が覚えていた」、「記憶しやすい日であった」、「被害から時間が経っていない」といったものが多かった。こうした結果からは、被害から時間が経過せずに開示があった場合には、速やかに面接をし、証拠を確保することが、子どもの安全確保からも重要だといえる。特に、「客観的な証拠の存在（スマホや防犯カメラ）」、「被害児童の衣服や下着、加害に使用した道具類の存在」などの証拠の確保は、刑事手続において重要であることはもちろんのこと、施設措置について家庭裁判所による審判が必要な場合などにおいても、子どもの安全確保の観点から重要であるから、子どもの被害に対して、速やかな捜査／調査がなされることが必要となる。とりわけ性虐待の場合には、ネグレクトや心理的虐待など、他の虐待類型を伴わない場合も一定数あるが故に、性虐待自体の証拠を確保できるようにすることは、より重要な意味をもつことがある。

一方で、現行法では、子どもへの加害のうち一部しか犯罪とはならないため、子どもの安全確保のための調査は児童相談所関与のものは児童相談所、関与のないものは周囲の大人に任されてしまっている。児童相談所の調査権限は、警察等の捜査機関とは異なっており、職員もそのような調査の研修等を受けていないため、児童相談所や市役所等が捜査的調査をするのではない形での、調査機関や調査方法をどのように確保していくかを検討することが必須である。

現時点で考えられる方策としては、子どもへの加害を包括的に犯罪とする児童虐待罪を創設する、捜査を開始するために必要とされる「犯罪があると思料するとき」（刑事訴訟法 189 条 2 項）の程度を過度に高くしない運用を推進していく、後述する日本版 CAC を作って多機関多職種による調査／捜査を可能とする、といったものがあるが、これらの方策を含め、子どもたちの安全を確保するための仕組みづくりについて、十分な議論が尽くされる必要がある。

(3) 対応の標準化

a 「子どもの性被害」を定義する必要性

本来であれば、地域による対応の差があってはならず、全国どこの地域にいる子どもたちであっても、同水準の対応を受けられることが理想である。しかし本調査では、そもそも対応の要否などを判断する前提となる「子どもの性被害」の定義であっても、全国で考え方が統一されておらず、まちまちであることがうかがわれた。対応する関係機関側が性被害の認識を明確にし、適切に判断できるようにするためには、適正かつ有効な介入のメルクマール

となる「子どもの性被害」を改めて定義し、対応方法を詳細にマニュアル化するなどの対策を講じていくことが考えられる。そのような取組みを通じて、関係機関に対しては、「子どもの性被害」について理解を深めてもらい、その後の対応に求められる知見も周知徹底していく必要がある。

b 周囲の大人の判断に依存しない標準的な対応

子どもに対する性加害の多くは、子どもに対する支配、手懐け行為（グルーミング）、操作（マニピレーション）などを伴っており、子どもが自然に処罰感情を抱くようになることは困難である。また、加害者が子どもの親権者であったり、子どもの周囲にいる大人であったりすると、その関係者が子どもの処罰感情を抑え込んだり、隠蔽してしまうことがあり得る。

子どもに対する性加害を防止し、適切な対応をとるためには、子どもや周囲の大人の判断ではなく、前述した一定の標準的な対応方法を定めた上で、対応のばらつき、恣意性をなくしていく必要がある。

c 刑事手続における対応の標準化など

調査結果からは、先行調査と同様、刑事手続を進めていく上での証拠の確保などにおいて困難が生じていることが改めて明らかとなった。最近の性犯罪に関する法改正などにおいて、ようやく明示的になってきたことではあるが、子どもの性被害においては、大人の場合とは異次元といってよいほど、初期段階における証拠の確保が重要となる。また、大人の被害者と同様の法制度やシステムでは、再被害防止や加害者処罰は困難である。

子どもの性被害において、存在する証拠が少なく、日時の特定が困難であることは当然の前提として、現在できる限りの運用を続け、対応を標準化していく一方で、現行法制度における限界や課題を整理し、子どもの性被害に特化した法制度のあり方を検討していくことも求められる。

d 標準化における注意点

こうした対応の標準化を図っていく上で、これまでは児童相談所において、調査やマニュアル作成、研修等を実施するような方法がとられてきたが、現場で子どもたちの対応をすることに加えてこのような負担を課すことは、児童相談所にとって加重なものとなりかねない。

今後は、標準化の詳細についてこども家庭庁をはじめ、国の関係省庁による検討を経て対応マニュアルを作成するほか、事案が発生した場合には各児童相談所や管轄都道府県／政令指定都市の質問等に対して、即日回答でき、場合によっては現地に人員を派遣できるような、サポートティブな専門チームを配置することも検討していくべきである。

こうした国による専門チームは、よりよい標準化を図るためにも必要だと考えられる。と

いうのも、各事案に介入した結果については、全国的なデータの蓄積が必要になると考えられるところ、こども家庭庁をはじめとする関係省庁による横断的な検討チームを創設すれば、全国的に結果のフィードバックを収集し、活用して、何が課題であり、どのようなシステム構築をしていくべきかについて、検討する体制を整えることができるといえるからである。

(3) 包括的心理支援

a 現在の支援体制の強化

本調査の結果、各支援者ができる限りの支援をしているものの、性暴力被害が子どもに与える影響の深刻さに比して、心理支援が十分に行われているとは言い難い現状が確認された。

現在の心理支援に関しては、一層の拡充が必要であり、特に心理支援の担い手不足の解消は喫緊の課題といえよう。また、司法面接的手法による聴取の前後にどのような心理支援が可能か、必要かといった点の知見が不足していることにより、心理支援が行われない、あるいは適切な支援につながらないという現状も明らかとなった。子どもの負担を軽減するはずの司法面接的手法による聴取について、子どもの心理的支援の妨げとならないよう、標準的な対応基準を検討し、定めていく必要がある。

b 司法手続への子どもの参加と心理支援

また、刑事手続に限らず、司法手続において、子どもに対して実質的な手続参加の権利を保障するためには、子どもの包括的心理ケアが前提となる。特に本調査が対象とした事案については、前述したように被害児童に対する支配等が背景にあることから、子どもたちが心身の健康を回復させて、自身が受けた行為について考えられるようになることが必要不可欠といえる。安全確保や心理的支援が十二分に受けられた上で、心身の健康を回復する中で、被害者代理人などを通じ、自身の意見を法廷等において述べられる機会を確保していかなければならない。

c 全ての子どもたちへの連続的な心理支援の重要性

現状では、家庭内での被害か、家庭外の第三者による被害かによっても、対応に差異が設けられてしまっているが、被疑に遭った子どもを支援する上では、このような状況は改善を要するものと考えられる。後述するように、縦割り化によって「システムの狭間」に落ちてしまう被害に遭った子どもが生じることがないように、横断的なシステム構築によって、家庭内外での被害や、児童相談所の対応の有無を問わず、安全確保、司法面接、刑事手続及び心理支援が包括的かつ連続的に、必要に応じて行き来できるなど柔軟に行われることが求められる。

(4) 司法手続にかかわる課題について

a 子どもの記憶への汚染等の排除

子どもの話した内容を大切にするという観点からは、子どもへの記憶の汚染等を排除するため、学校教育現場等、子どもの被害開示を受けやすい場所で働く大人に対して、必要な最低限の情報収集にとどめること、回数はできる限り少なくすること、録音やメモ等によって記録を残しておくことを徹底的に伝える必要がある。文部科学省をはじめとする関係機関の早急な対応が望まれる。

b 司法手続における子どもの傷つきを減らす必要性

初期に子どもが話した内容を大切にしていける先には、将来的には、英国で行われているように、反対尋問も公判期日外で司法面接的手法によって実施し、被告人側による反対尋問の権利を保障しつつ、子どもが伝統的な反対尋問にさらされる場面をなくしていくべきであろう。

わが国で日本版 CAC モデルを導入し、初動対応を充実させていくとすれば、検察官以外による聴取であっても、検察官が一定の関与をしていれば、321 条 1 項 2 号の適用を認めていく必要がある。そうでなければ、わが国で司法面接的手法による聴取は広がらず、子どもの権利擁護に不十分な状況が続くことになり得る。子どもに特化した証人尋問のあり方について立法による見直しを図ることも考えられてよい。

c 刑事手続以外での加害者への対応

本調査では、先行調査と同様、子どもたちの開示をもってしても、加害者の多くが刑事処罰を受けないことが確認された。再被害のリスクを背負うという観点からは、加害者に対する「刑罰によらない対応」の拡充も検討される余地がある。前述したとおり、被害者の安全確保の観点からは、在宅で配偶者等への加害がない場面での、加害者への接近禁止命令措置の創設なども考えられる。

特に、性加害の低年齢化も明らかになっているところ、警察や児童相談所での対応状況について、再発防止のために各機関で十分に対応できているかを確認する必要があると思われる。さらには予防策として、学校教育の現場においても適正な性教育の充実化を図るなど、刑事手続に限定されない包括的なアプローチを検討していく必要があり、そのような観点からの検討も必要である。

3 横断的なシステム構築の提言

(1) 初動の遅れについて—「超」初期対応の必要性—

子どもへの性加害については、加害者と被害児童の供述しか証拠がないことが多く、初動でなるべく多くの証拠の確保をすることが必要不可欠となる。ヒアリング調査の結果、性被害が発覚した後、犯罪であれば警察が、そうでなければ児童相談所がイニシアチブをもって

事案に対応することになるが、その判断がつかかねていたずらに時間が経過していく事例もあるとの報告があった。この間に、少ない証拠ですら散逸していることは明らかであり、初動の遅れが致命的な問題となっているものと考えられる。その結果として、同様の事例は、暗数化して把握されないままになっているものと思われる。

刑事事件とも虐待事件ともわからない、「超」初期段階で、レイプキットの活用や性感染症の確認、記憶の汚染を防止した迅速な供述の確保、系統的全身診察など、すぐにできることについて、虐待や性加害に限定することなく、全ての「子どもの被害」について、全国で標準的な対応を、横断的に行う必要がある。

本報告書では、現状の法制度の下で何ができるかについて課題を検討・整理するとともに、現状の法制度下での限界において必要な課題の検討・提案を行った。日本版 CAC モデルの構築においては、単に「箱」を作れば良いものではなく、多機関多職種が相互理解を深める中での実践こそが重要であり、さらに実践を踏まえた継続的な議論が必要である。

(2) 子どもへの加害全般に対する対応の標準化

現在、被害を受けた子どもが支援を受けることのできる中心的な場所は、児童相談所となっている。しかし、一方で、法律の規定上、第三者加害については「虐待」から除外されるため、家庭外の被害については児童相談所が関与していない。加害者が家庭内外いずれかということは、子どもたちにとっては無関係な事実であり、「子どもまんなか」な視点を前提とすれば、誰からの加害であっても、同じ支援が受けられることが必要である。

その観点からは、横断的なシステム構築にあたっては、「子どもの被害全般」の「初動」を専門的に取り扱う機関を創設することが考えられる。その際、かかる機関においては、子どもの権利擁護を中心としつつ、子どもの被害に応じて、刑事手続に限定せず、臨機応変に必要な手続につなげていくことができるようにする必要がある。

(3) 単独対応の限界

子どもの性被害の事案に関しては、関係機関単独での対応には限界がある。各機関にはそれぞれの専門性があるのである一方で、「子どもの被害全般」を取り扱う機関が日本にはない以上、所与の前提でもある。

当事者及び関係者の間に生じた葛藤を解決するためには、その事案の初期対応から事後対応に至る各段階において、刑事司法をはじめとする規範的な対応と、医学等の臨床的な対応の双方がバランスよく求められることになる。しかも、その間にも子どもに対して心理的支援がされていることが重要である。しかし、対応する各機関が踏み込んだ介入をすることができず、仮に介入をしたとしても不十分であったり、不適切な介入によってその後の問題解決に失敗することもあり、単一の機関での対応には限界がある。

上記のような問題を解決するために、子どもの性被害への対応においては、各機関において生じる軋轢を可能な限り最小限にとどめ、同時に、各機関が専門的にスペシャリストとし

て関与して、法的対応と臨床的対応の双方を迅速・的確に実現すること、その際に、子どもの包括的支援などが一体となって行われるための体制作りが求められる。

これこそがまさに、多機関多職種連携（Multi-Disciplinary-Team : MDT）の考え方であり、横断的なシステム構築においては、各時点での必要性に応じて、関与する機関や職種が変化しながら、継続的に被害児童にかかわっていくことが重要である。

(4) 実証研究としての側面について

性犯罪・性暴力対策強化については従来から行われているところであるが、「子ども」は「大人」と異なる対策を講じる必要があることから、これまでの対策強化に加えて、「子どものため」という視点での対策強化及び政策立案が必要である。一方、「子どもの被害」については、児童相談所で対象にできるのが「虐待」に限定されているなど、縦割り化によって「システムの狭間」に落ちてしまっている被害が相当数あると考えられ、このような実態を明らかにするための、全国規模の調査が必要である。上述したように、現在では初動対応の不十分さから、暗数化している「子どもの性被害」があるとすれば、現在の状況のまま調査をしても十分な実態把握をすることは困難である。

米国や欧州においては、国を挙げて、40年以上前から子どもを性被害から守り支援するCACモデルやBarnahusモデルの取組みが行われており、被害件数の減少や早期回復が実証され、経済的な効果まで立証されている。日本においても、横断的なシステム構築とともに、「子どもの被害全般」を担当する機関を創設して対応システムを構築した上で、かかる実践団体が実証研究をするとともに、子どもを守る社会安全システムに必要な課題を整理しながら、それをさらに実践するというサイクルを構築する必要がある。

(5) 日本版CACモデル（子どものためのワンストップセンター／子ども権利擁護センター）について

日本において、横断的なシステム構築をするに際しては、子どもたちが経験する一連の流れにおける各時点においても、関与する機関や職種も違えば、関連する法制度も大きく異なるため、継続的な議論が必要である。

もっとも、その一つの試みとして、前述したように、米国や欧州においては、40年以上前から子どもを性被害から守り支援するCACモデルやBarnahusモデルがある。そこで、横断的なシステム構築において、一つの例として、アメリカ型のCACモデル（子どものためのワンストップセンター／子ども権利擁護センター）について紹介する。

CACモデルでは、子ども特有の問題や課題を踏まえて、司法・医療・福祉等の専門家が多機関多職種で連携し、刑事事件になるか児童相談所対応事案になるかも不明な時点で、通告があればすぐにトリアージを行い、親権者の同意がなくても、中立的な専門家が司法面接によって子どもの供述を確保し、医師が子どもに系統的全身診察を実施して、数少ない証拠を正確に確保する仕組みがあり、これらは子どものためのワンストップセンター（子ども権

利擁護センター)である Children's Advocacy Center (CAC) を中心として実施されているため、CAC モデルと呼ばれている。なお、センター自体は「箱」であって、多機関多職種 (MDT メンバー) がその箱の中に行き来することが重要であるとされている。

このモデルがあることで、被害直後からレイプキットや性感染症の検査、子どもから話を聞き終わると即座に、警察や児童相談所が関係者から話を聴取するなど、協働して捜査／調査を開始することによる超初期段階からの対応ができる。これにより、聴取や捜査／調査における子どもの負担が軽減されるだけでなく、初動対応が充実化することで証拠の収集にもつながって訴追率が上がり、訴追手続の時間が短縮されたり、コストパフォーマンスが良いなどの研究結果も発表されている。

「子どものためのワンストップセンター」があることで、被害直後の早期の介入と支援に加え、包括的な心理支援、そのうえでの刑事手続、子どもの望む支援環境整備等、一つ一つ子どもが意見表明を行い、養育者や支援者などの大人の支援を受けながら、権利擁護がなされる体制を構築することができる。

CAC モデルがある社会システムが構築されることによる実践結果は前述の通り、米国や欧州においても明らかになっており、日本においても、米国や欧州のモデルを参考にしつつ、日本の法制度や文化社会的背景、社会資源等を勘案した日本版モデルとしての「子どものためのワンストップセンター」のあり方、そして、社会システム構築に向けた研究・実践を行っていく必要があると考える。

4 総括

本報告書では、アンケート調査及びヒアリング調査の結果を踏まえて、現状の法制度の下での課題を検討・整理するとともに、その限界も見据えて、必要な課題の検討・提案を行った。日本版 CAC モデルの構築においては、単に「箱」を作れば良いものではなく、多機関多職種が相互理解を深める中での実践こそが重要であり、実践の結果をフィードバックさせて、よりよい制度構築に向けた継続的な議論が必要である。

子どもたちは、同一時点においても個別に状況が大きく異なる一方で、成長の過程とともに必要な対応や支援が異なる。長期的な視点を前提として、継続的かつ包括的に、子どもたちに必要なものを提供できる全ての関与者や機関が集まり、相互に補完していくことが必要である。それでもなお、子どもたちの傷つきは深く、私たちの手からこぼれ落ちてしまう。だからこそ、全ての専門家／専門機関が手を重ねて、また重ねて、重ねあって、子どもたちがこぼれ落ちないように、できることを全てして、大切にサポートをしていかなければならない。

本報告書を手にとっていただいた全ての方のお力をいただき、子どもたちのよりよい未来を守るために、何が課題なのかを引き続き調査し、判明した課題については解決策を考え、子どもたちが困っていることを一つでも解決できればと祈っている。

以上

附録・参考資料

調査票

調査票記入日	令和4年（ ）年（ ）月（ ）日
貴所在地	（ ）都・道・府・県（ ）市・郡・区
貴所属先	（ ）
貴名	（ ）
ご連絡先	
メールアドレス	_____@_____
電話番号	（ ）－（ ）－（ ）
記入者のご氏名	（ ）

1：被害の実情 （1事例につき1枚の調査票で書きづらい場合は、別票をお使いください。）

② 被害の内容（自由記載）		
②性別	1. 男 2. 女 3. その他（ ） 4. 不明	
③年齢		
複数 回	③-1 被害が はじめた時点の年齢	1. （ ）歳（ ）ヶ月 2. 不明 <small>*被害児が5歳以下の場合は、月齢までご記入ください</small>
	③-2 被害が 終わった時点での年齢	1. （ ）歳（ ）ヶ月 2. 不明 <small>*被害児が5歳以下の場合は、月齢までご記入ください</small>
単 発	③-3 被害を 受けた時点の年齢	1. （ ）歳（ ）ヶ月 2. 不明 <small>*被害児が5歳以下の場合は、月齢までご記入ください</small>
④被害が発覚した時点の年齢	1. （ ）歳（ ）ヶ月 2. 不明 <small>*被害児が5歳以下の場合は、月齢までご記入ください</small>	
⑤加害者の属性	1.実父 2.養父・継父 3.家族の交際相手 4.親類等 5.母の知人 6.顔見知りではない第三者 7.学校の知り合い 8.施設職員等 9.その他（ ）	

2：被害への対応

開示の月日	年 月 日
①最初に開示した場所	1.自宅 2 親戚宅 3. 友人・知人宅 4.学校 5.学童保育 6.塾・習い事 7.警察署 8.児童相談所 9. 医療機関 10.その他（ ）
②最初に開示した人	[家族関係] 1.非加害親 2.親戚 3.きょうだい [交友関係] 4.友人の親 5.友人 [学校関係] 6.担任 7. 養護教諭 8. その他の先生（ ）

	9. スクールソーシャルワーカー 10. スクールカウンセラー [地域関係] 11.学童保育 12.塾や習い事の先生 [公的機関] 13.児童相談所職員 14.警察の人 15. 医療機関の人 16.その他 ()
③開示内容や開示をした理由 (自由記述)	
④面接の実施の有無と種類	1. 実施 2. 未実施 (1. 実施の場合) 1-1 三機関協同面接 1-2. 検察・警察の協同面接 1-3. 警察・児童相談所の協同面接 1-4. 児童相談単独の被害確認面接 1-5. 民間団体による司法面接 1-6. その他 ()
⑤面接の場所	1.検察庁 2.警察署 3.児童相談所 4.病院 5.その他 ()
⑥面接者の属性	1. 検察官 2. 警察官 3. 児童相談職員 4. 弁護士 5. 社会福祉士 6. 精神保健福祉士 7. その他 ()
⑦バックスタッフの有無と属性	1. あり 2. なし
⑧バックスタッフの属性 <small>*複数回答可</small>	1. 検察官 2. 警察官 3. 児童相談職員 4. 弁護士 5. 社会福祉士 6. 精神保健福祉士 7. その他 ()
⑨系統的全身診察の有無	1. 実施 2. 未実施 3.知らない
⑩面接時の子どもの居場所	1.自宅 (1-1 加害親いる 1-2 加害親いない) 2. 一時保護所 3. シェルター 4. 親戚宅 5. その他 ()
⑪面接時の加害者との分離	
⑫自由記載 面接について、その他の具体的な 状況など、ご自由に記載ください。	

3：子どもの供述特性

①自由報告での日時の特定	1. できた 2. できない
②-1 できた場合、可能であった理由	
②-2 特定の程度 (例：1 か月の間、GW の間など)	
③できなかった場合の理由	

4：証拠との関連性

①供述以外の証拠の有無	1. あり 2. なし
②証拠の内容など	
③告訴状や被害届の有無	1. あり 2. なし
④告訴状や被害届の内容	

5：法的対応

①逮捕の有無	1. あり 2. なし
②逮捕の月日	年 月 日
③起訴等処分の有無	1. あり 2. なし (ありの場合) 1. 正式起訴 2. 略式起訴 3. 不起訴 (3-1 嫌疑なし 3-2 嫌疑不十分 3-3 起訴猶予) 4. その他 ()
④起訴等処分の月日	年 月 日
⑤起訴罪名	
⑥公判廷での証言の有無	1. あり 2. なし
⑦公判で子どもが証言した月日	年 月 日
⑧判決の月日	年 月 日
⑨判決内容	
⑩起訴内容のうち、 判決で否定されたもの (故意、行為態様など)	
⑪最終処分、状態	

6：面接後の子どもの居場所の変化

①加害者と分離できていたか	1. はい 2. いいえ (そう思う理由)
---------------	--------------------------

具体的な居場所	1. 自宅 (1-1 加害親いる 1-2 加害親いない) 2. 一時保護所 3. シェルター 4. 親戚宅 5. その他 ()
---------	---

7：心理的対応

①心理的な支援の有無	1. あり 2. なし
②心理的な支援の時期	
③心理的な支援の内容 <small>*複数回答可</small>	1. 心理士をつけた (心理教育) 2. 治療に至った (TF-CBT など) 3. その他 (内容)

8：実務家の声

①子どもの安全確保	
②協同面接・聴取について	
③起訴について	
④法的手続きについて	
⑤心理的な支援について	

ご協力いただき、ありがとうございました

調査チームメンバー(敬称略)

齋藤 梓

上智大学総合人間科学部心理学科准教授

執筆：第3章

宍倉 悠太

国土舘大学法学部法律学科准教授

執筆：第1章、第2章

飛田 桂

NPO 法人子ども支援センターつなぐ代表理事、弁護士

執筆：はじめに、第1章、第5章

吉開 多一

国土舘大学法学部法律学科教授

執筆：第4章

制作補助：特例認定 NPO 法人子ども支援センターつなぐ事務局

新井 香奈

清水 瞳

牧田 富美子

村松 文子

本文書の一部あるいは全部を無断で複写・複製(コピー、スキャン、デジタル化等)・転載することは、法律で認められた場合を除き、禁じられています。

子どもの性被害への対応に関する 実態調査報告書

令和 6 年 3 月 25 日

特例認定 NPO 法人子ども支援センターつなぐ

〒231-0005 神奈川県横浜市本町中区 5-49 甲陽ビル 6 階

TEL: 045-232-4121 FAX:045-264-7800

MAIL : info@tsunagg.org HP: <https://tsunagg.org>



子ども支援センターつなぐ